午前１０時００分　開会

○議長（野口哲男君）　ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第５号により行います。

日程第１により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○３番（原田孝司君）　一般質問１番になりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

まず初めに、実は私はＮＨＫの大河ドラマのマニアでして、本当に日曜日が楽しみで、大体６時からのハイビジョンをまず見て、８時からの普通の放送を見て、それからまた１０時からの番組を１日３回、その後、また録画したのを見るという、大体１回の番組につき５回ぐらい見るのですけれども、なぜ好きかというと、去年の直江兼続、ことしは坂本龍馬なのですけれども、特に大きな仕事をなし遂げたというよりも、前半部分でそれに至るまでの人としての成長というのをとてもクローズアップしてやっているなという思いがあります。人は、人とのかかわりの中で成長していくのだなということを考えさせらるわけで、そういったところはとても大好きなのですけれども、今回、市長の本議会への市長提案理由の中でとても印象に残った言葉があります。それは何かというと、「人づくりの推進」という言葉を使われていましたけれども、とても共感する部分でありました。今回、１項目で教育行政について質問するわけですけれども、人は、人とのかかわりの中で育てられるということで、人の配置というのはとても大事なことだなというふうに思います。これまではいわゆる子どもたちと、とりわけ学級担任との関係ばかりでした。なかなかそこでは対応できない部分がある。その中で人の配置というのがとりわけ重要になってきたのではないかなというふうに思っているのですけれども、今回、また来年度の学校現場への人の配置がたくさん計上されていますが、どんなものがあるのか、またその意図は何だろうかということを、ぜひお聞きしたいというふうに思います。

○学校教育課長（御手洗　茂君）　お答えいたします。

来年度予算では、別府市学校いきいきプランの支援員を２３名、保育支援サポーターを６名、学習支援サポーターを２０名を計上しております。いずれの支援員も特別な支援を必要とする園児・児童・生徒に対しまして、一人一人に応じたきめ細かい支援を行うために、幼稚園・学校からの申請を受けて配置しております。保育支援サポーター及び学習支援サポーターにつきましては、国の緊急雇用創生事業の一環として行っておりますので、平成２１年度から２３年度までの３年間の事業となっております。

○３番（原田孝司君）　はい、わかりました。今まで別府市学校いきいきプランというのは、もうかなり長い間やってきましたし、最近では緊急雇用としての保育支援サポーター、学習支援サポーターというものを配置しているということであります。今回、特にいきいきプランについては増額されています。その増額の内訳については、先日の議案質疑でもありましたので、ここでは私の方からは質問しませんが、さっきも言いましたとおり、とにかくいろんな形で人の配置というのは今とても重要なことではないかなというふうに私自身も感じています。

さらに、ここには、今答弁にはありませんでしたけれども、スクールサポーターも２名増の５名、図書館司書についても、先日議案質疑でありましたけれども、３名増の１１名、また幼稚園においての特別教育支援教員、昔は障がい児専門担任、専任教員という言い方で４名が配置されていましたけれども、現在は８名配置されている。いろんな形で学校現場へ人の配置をしながら、子どもたちの成長を見守っていく、一緒に取り組んでいくということを充実させるということは、とても大事だなというふうに考えています。残念ですけれども、先ほども言いましたように、いわゆる子どもと担任との関係だけではなかなか

解決が難しい事例というのがたくさん出ております。そんなときに必要なのは、やっぱり人の配置でしかならないというのが学校現場の現状だと思います。そこで、これからも人の配置というのを、いろんな機会をつくりながらぜひ配置していただきたい。それが、市長の言われる「人づくりの推進」に学校現場では大きなかかわりになってくるなというふうに考えています。

さらには、私も学校の教員をしていましたけれども、学校という現場は経験がとても大事な財産といいますか、いろんな経験の中で教員というのは、私もそうでしたけれども、やっぱり失敗もするわけであります。失敗からやっぱり学んでいく。子どもたちのかかわりを深めていくという、やっぱりとても大きな経験とか財産になります。そういった意味でいうと、いわゆる継続可能な職種について、今、課長から言われた部分については、保育支援サポーターと学習支援サポーターについては、緊急雇用の分ですから、継続雇用というのになりませんけれども、例えば継続雇用ができるといういきいきプラン等については、いわゆる現場の声やその方々の質を見きわめながら、継続雇用ということも大事にしてほしいなというふうに考えています。この辺、毎年の課題となると思うので、ぜひまたよろしくお願いしたいなというふうに思っています。

続きまして、経済的困窮にある子どもたちの支援についてお聞きしたいというふうに思います。

今、経済不況の中でやっぱりなかなか経済的に大変な家庭がふえているなということを実感しています。実は私は娘が２人いまして、１人が大学生、１人が高校生なのですけれども、ちょっとそれにかかわって驚くようなことがありました。まず大学生の子どもなのですけれども、今までなかったのですけれども、大学と銀行から、教頭の名前で文書が届きました。いわゆる学費が大変な家庭については、卒業してから払える仕組み、ローン組みをつくりました。今までこういったことはなかったのですけれども、ことし、そういうのが初めて届きました。つまり経済的困窮により学費が払えない子どもたち、そういった状況の中で大学が銀行と手を組んで、いわゆるローンの設定をしたわけですね。こういったようにやっぱり時代の流れなのかなというふうに思いました。高校生の娘でいうと、高校というのは年ごとに進路指導みたいな先生との相談会があるわけですけれども、そのとき、娘は１年生なので、ことし初めてその先生との話し合いがあったときに最初に言われたのが、進学を考えているなら、まず二つの要素を考えてください。一つは子どもたちの成績にかかるもの、もう一つは保護者の方々の経済的理由です。本当に最初に言われたわけです。やっぱり進学するためにはお金がかかります。お金は大学によってもそれぞれ違うのですけれども、やっぱり希望する進路と親の保護者の方々の経済状況をやっぱり考えないと。それを考えないで今後進路指導していくと、やっぱりそこに子どもたちにかわいそうなことが起こる場合がありますと、最初に言われました。ああ、そうなのだなと思いながら聞いていたのですけれども、いわゆる大学と高校の話ですけれども、同じようなことがやっぱり小学校、中学校でもあるわけです。

私がやっぱり担任していたときにも、学級費さえおくれて持ってくる、なかなか持ってこない子もいました。前にちょっとお話ししたことがあるでしょうけれども、卒業アルバム代を払えない子がいた。最終的に私の方で負担したこともあったのですけれども、いまだにやっぱりこう、私はもうそのお金のこと云々より、もしかしたらその子が、その保護者の方々が、いまだにそのお金を渡してないということを引きずってないか、そういった思いがやっぱりあるのですよね。

今、経済的困窮状態にある子どもたちの支援として、いわゆる就学援助の制度があると思いますが、今、この話についても議案質疑でもう何人の方が受けているという話がありましたけれども、具体的にどんな形で子どもたちに補助がなされているのか、説明をお願

いします。
○学校教育課長（御手洗　茂君）　お答えいたします。
　就学援助費の内訳でございますが、小学生には学用品費１万１，１００円、新入学学用品費１万９，９００円、通学用品費２，１７０円、修学旅行校外活動費の実費、中学生につきましては、学用品費２万１，７００円、新入学用品費２万２，９００円、通学用品費２，１７０円、修学旅行校外活動費の実費を支給しております。
○３番（原田孝司君）　ありがとうございます。今の金額を聞いて、皆さん方はどういうふうに思われたかなというふうに思うのです。ああ、そんなに出しているのかと思われた方は、本当は少ないのではないかなというふうに思っています。それだけなのかと。何でそれだけかというと、もう皆さん方はやっぱりお子さんがいらっしゃる方々というのは、家庭で子どもたちの教育費はどれぐらいかかったかというのは、経験があるからだというふうに思います。今、ちょっと手元に文科省の子どもの学費調査の２００６年度の調査結果があるのですけれども、これは児童・生徒１人当たり年間、公立小学校で３３万４，０００円、中学校で４７万１，０００円、公立高校で５２万円、私立の高校になると１０４万円かかるというふうに、これ調査結果が出ています。もちろんそういったように全国的な調査ですから、いわゆるこれは学習塾等のことも含めた平均だと思いますけれども、この中で、こういったことがかかる中で、今実際に就学援助として出されているのは、今、課長から御報告があったその金額だというふうに思います。もちろん、すべての子がさっき言った文科省の教育費がかかっているわけではありませんけれども、やっぱり学校でかかる分だけではなくて、教育費となるといろんなものがやっぱりかかるという実態がこの調査にはあらわれているというふうに思うのですよ。もちろん就学援助については、国から決められたものでの出し方しかないわけでありますけれども、少しでもこういった方々、この就学援助という制度を保護者に伝えながら、どうしても必要だったらやっぱり活用できることというのは大事なことだなと思いますし、ひいては就学援助費のもっと充実したものが、いわゆる増額ということですけれども、してほしいなというふうに感じているわけであります。
　先日の議案質疑の中にも、保護者への知らせ方というのが質問に出ました。いろんな機会でいわゆる学校を通してやっていく。だけれども、実際はなかなか伝わってない分があるわけであります。私は経験があるのですけれども、学級費とかいろんなものがお金が入らないときに、子どもたちを見ると、やっぱり着ているものも含めて、身の回りの用品を含めて生活が苦しいなというのがわかるのですよね。そういった家庭を訪問して、また保護者の方々に会うと、やっぱりそういったことを現実的に目の当たりにするのですけれども、そんなとき、私がとても記憶に残っている保護者の方が１人いらっしゃいまして、母１人、子１人の家庭だったのですけれども、お母さんは本当に大変な生活をしていた。でも、本当に自分の食べ物を削りながら、自分はひもじい思いしても、子どもに絶対ひもじい思いをさせないということで取り組んでいる。「お母さんね、就学援助という制度がありますから、申請してみませんか」という話をしたときに、「いや、それは、もう皆さん方に迷惑をかけることはできません」、「いや、お母さん、そんなではなくて、やっぱり子どものためにも使った方がいい。申請して」と言ったら、そうしたら、お母さんは最後に、「いや」と断るのですけれども、「お母さん、ひとりで頑張らんで、こういったときはやっぱりお互いに助け合う気持ちで申請した方がいい」と言ったら、お母さんが涙ながらに「ありがとうございます」と。それを見て、本当に私も涙がとまらなかったことがあるのですよ。結局申請して認められて、修学旅行等のお金も、お母さんは、「本当にありがとうございました」と最後まで言いました。「いや、私ではありません、私が出したわけではありません」ということを言っていたのですけれども、そういったことがあります。

これからこういった家庭というのは、やっぱりますます多くなってくると思います。特に経済格差が直接的に教育格差を生み出す場合というのも間違いなくあります。文化資本格差というのですか、それが結果として学力格差や教育機会均等の格差をつくり出すこともあると思います。よく、いわゆる学力テストにかかわって生活調査というのをやっていましたけれども、その中で朝御飯を食べているかという質問があったわけですね。よく言われるのに、「朝御飯食べたら学力が高い」なんという言われ方をよくします。もっと言うと、学校でも「早寝早起き、朝御飯運動」なんというのが、よく全国的に流行しているのですけれども、朝御飯を食べた子は学力が高いとかいうのは、やっぱり上っ面な見方だと私自身は思っているのですよ。毎日朝御飯を準備できるような経済的というか、経済的・文化的余裕のある家庭であるかどうかというのが、やっぱり私たちが考えなければいけない問題だと思っているのです。

そんな中で、さっきも言いましたように、子どもたちの夢をつぶさないことが、私たち大人の責任でありますし、とりわけ自治体にかかわるものや政治の責任だというふうに考えています。ぜひ経済的困窮にある家庭の支援というのを、今限られた部分というと就学援助というふうにしかないわけでしょうけれども、ぜひこれからやっぱり、もっともっと考えていただきたいなというふうに思っております。

経済的困窮状態にある子どもたちについて、ここにかかわる分があるのですけれども、給食費の問題。給食費の問題、これまでも何度か取り上げられていますが、給食費の滞納状況について、今どういうふうになっているか。ぜひお答えを聞きたいし、とりわけ過去５年間の状況について、小・中学校合計で結構ですので、全体金額及び徴収率の説明をお願いします。

○スポーツ健康課長（平松純二君）　お答えいたします。

給食費の未納金と収納率でございますが、平成１６年度におきましては、未納金２８７万円、収納率９９．３５％、平成１７年度は未納金４１１万、収納率９９．０４％、平成１８年度は未納金４５５万、収納率９８．９１％、平成１９年度は未納金３７０万、収納率９９．１１％、平成２０年度は未納金２９０万、収納率９９．２８％となっております。

○３番（原田孝司君）　今ちょっとお聞きしてとても感じたのですけれども、平成１８年が４５０万超えて、いわゆる収納率も初めて９９％の大台を割ったということであります。９９％の方々はきちんと納めている、平均して。本当に滞納している家庭というのはわずかではあるのですよね。ただし、このわずかというところが、１％というのは４０万ぐらい違う。学校でも１００人中１人の子ども、家庭というか、そこが払わないともう４０万の滞納が出てしまう。多くの家庭というのは、さっきも言いましたとおり、自分が苦しい。保護者の方々、本当に自分たちが食べるのを削ってまでも子どもにそういったことがいかんように一生懸命やっている家庭。わずか何％の方々が、どういう事情かわからないけれども、たぶん生活も苦しいのだと思うのですけれども、なかなかその滞納をされている方がいらっしゃるということなのだろうというふうに思います。

この滞納の徴収について、とてもやっぱり大変。学校現場もそうですし、もちろん教育委員会も含めて大変苦労されているということを聞いています。学校においては、いわゆる給食の担当の職員、また担任がということになるのですけれども、担任というのは、子どもたちにお金のことというのは、やっぱり信頼関係も含めてなかなかやっぱり踏み込めない部分があるのですよね。そうなってくると教育委員会にといいますけれども、やっぱり教育委員会も人数が限られているし、それでも一生懸命やって、４５０万だったのが、平成２０年度においては３００万を割るぐらいまで抑えることができているということがあります。教育委員会でこの対策委員会としては、さまざまな取り組みを、いわゆる法的措置を含めたことも今回はなかったという答弁でしたけれども、先日の議案審議では。い

ろんな取り組みをやっているというふうに思っているのですけれども、こういった対応、特にとりわけ、いわゆる払える余裕があるにもかかわらず払ってないという家庭への対応を含めて、今この状況というのをどういうふうに考えているかということを教育委員会として、教育長にぜひお答え願いたいというふうに思います。

○教育長（寺岡悌二君）　お答えをいたします。

　３番議員さん御指摘のように、給食費滞納問題によりまして、学校ではさまざまな問題を抱えていることは事実でございます。しかしながら、学校給食制度維持のためには、給食費滞納世帯への催促や徴収、あるいは法的措置もやむを得ない、また必要な業務の一つと考えておりまして、学校と協力し収納率を高めていくことが大切であると考えております。

　対応としましては、平成１７年度に滞納額が急激に増加しまして、平成１８年度に給食費滞納問題検討委員会を立ち上げ、法的措置も含めた厳しい対応についての建議をいただきました。翌１９年度には、学校と教育委員会が協力しまして、再三家庭訪問を行ったり、また弁護士さんの協力を得まして、法的措置を視野に入れた取り組みを行っているところでございます。今後も学校と連携をとりながら、保護者の皆様方に御理解・御協力を得ながら、地道な取り組みをしていくつもりでございます。

○３番（原田孝司君）　今、教育長の答弁を聞きながら、教育長自身、こういった答弁を、本音のところで言うと本当はしたくないのではないかなという思いを聞いていたのです。いわゆる学校現場の中でお金にかかわって、今言うような法的措置をなんというのは、教育長の気持ちとしては、本心ではそういったことをという思いはやっぱり……、思いながらお聞きしました。ただ、やっぱり行政としてそういった方法をとらざるを得ないということというのはあるのだろうなと思いながら、ただやっぱり子どもたちの給食費の滞納というのは、地道な努力という以外は解決の方法はないのかなというふうに思ったわけであります。今、教育長の話にもありましたけれども、いわゆる教育委員会としても協力を惜しまないという体制で取り組んでいただけるということは、そういう形しかないのかなというふうに思います。

　ただ最近、いわゆる子ども手当の支給にかかわって、子ども手当も政権のマニフェストにかかった部分とかなり変わってきましたけれども、子ども手当が支給されるに当たって、給食費や保育料の滞納世帯の未納額分をそこから差し引いて支給する方法なんというのが検討されているということが、報道を盛んにされていますけれども、もちろん法的問題というのはまだクリアされている状況にはないと思っているのですけれども、これは国の施策としてということで、別府市独自でという話にならないかもしれませんけれども、そのことについて市長はどのようにお考えなのか、ぜひお答え願いたいというふうに思います。

○市長（浜田　博君）　お答えいたします。

　学校給食費の滞納問題、私もこの５年間、いろんな調査をしてみました。ピーク時には４５５万ぐらい別府市内でも滞納額があったというふうに聞いていますし、そういう状況を見たときに、今、議員の御指摘のように子ども手当からそういった給食費滞納問題が解決できるのではないかという、これは大変有効だと思いますし、子ども手当の趣旨からいっても、子どものためにこの子ども手当が使われてほしいという思いの中で、このことは別府市としても国に対して強く要望してまいりたい、このように考えております。

　ただ、しかし、私は違う観点からこの問題について考えておりました。また議員の御指導をいただきたいと思いますが、教育環境を充実するという立場で給食費の無償化制度、これを国に働きかけたいという思いを私は持っておりまして、それはこの制度の創設を国に対して強く要請していくということを正式に、私はすでに、来月４月９日に大分県市長会が開催されます、その議案として私の方からこの提案を、議案として提出をしてござい

ます。その中で、できれば今回この当面の措置として、子ども手当の一部を給食費の財源に移行措置としてお願いするものでありますが、将来的には教科書と同じように、義務教育は無償であるという観点から、教科書と同じように給食費についても無償化という方策をぜひ確立していただきたい、このように考えているわけでございまして、この制度を創設されたとすれば、議員から御指摘いただいたいろんな問題がこれまで起こったと思います。そういったさまざまな問題がおのずから解消される有効なものになるであろう、このように確信をしておりますので、ぜひこの運動に御支援・御指導をお願いしたい、こう思っています。（「市長、応援します。頑張ってください」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○３番（原田孝司君）　ありがとうございます。私は、子ども手当からの一部差し引きということをというような質問でしたが、市長はそれから一歩踏み込んで、給食費の無償化制度というようなことを提言していきたいということを話されました。

日本国憲法２６条は、その２項で「義務教育は、これを無償とする」というふうに掲げられていますが、実際に無償なのは、授業料と教科書だけであります。教科書というのは、無償になったのは、これは昭和３７年、これに関してのいわゆる義務教育に当たるのだから、ここは教科書、授業料を含めてすべて無償にすべきだ。いわゆる無償にする範囲の裁判があった。最終的にこの裁判、実は昭和３９年の最高裁判決で教科書まで無償とは言えないというふうな判断になっているのですけれども、判決。それより先２年前に、いわゆる政治的判断の中で教科書が無償化になっている。もちろんこの裁判、それまでも授業料というのは取ってなかったわけですけれども、授業料と教科書だけの無償制度、これで本当に義務教育が無償と言えるのかということが、やっぱり一部であるわけですね。学校現場の中でやっぱり子どもたちの食べる給食、給食というのも学校教育の中で給食指導として教育カリキュラムの中に位置づけられた教育課程の一つでありますから、ぜひこの部分、市長、いわゆる全国市長の先頭に立って、ぜひこれに取り組んでいただきたいなということをお願いしております。さっき、議場からも「頑張って」という激励の応援のメッセージがあったと思いますが、ぜひこれが一日も早く実現するように願っております。ありがとうございました。

では、続きまして、２番目の児童福祉の項の質問をさせていただきたいと思います。まず、子育て支援の取り組みとして別府市は先日、別府子ども次世代育成の後期高度計画の策定の答申が市長に対して行われましたけれども、別府市が考えている子育て支援のときに、この行動計画の説明も含めて、この開催状況を答弁していただきたいと思います。

○児童家庭課長（藤内宣幸君）　お答えいたします。

次世代育成支援行動計画の内容と開催状況について、御答弁を差し上げたいと思っております。

具体的な少子化対策を推進する必要から、平成１５年７月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。その法に基づきまして行動計画を策定することが義務づけられております。内容につきましては、平成１７年度から今年度の２１年度までの５年間を前期といたしまして、来年度２２年度から２６年度までの間を後期とする１０年計画でございます。前期計画につきましては、７項目の基本目標に合計４８の数値目標を設定いたしまして、現時点ではほぼ達成している状況でございます。後期行動計画につきましては、前期計画を継続しつつ見直しと改善を図りながら、サービスの向上と拡充に努めていくことになっております。

次に、策定委員会の開催状況でございますけれども、市民からの公募によります委員２名を含めまして、各関係機関の代表者１８名から委員を構成いたしております。第１回目を８月に開催いたしまして、合計５回開催いたしました。１月２２日に市長答申を行いま

した。
○３番（原田孝司君）　はい、わかりました。では、その後期行動計画の主な内容について教えていただきたいと思います。
○児童家庭課長（藤内宣幸君）　お答えいたします。
　主な内容につきましては、７項目の基本目標につきましては、前期計画と同じでございます。５回開催する中で各委員さんから非常に活発な御意見が取り交わされた中で、放課後児童クラブの待機児童の解消、ワークライフバランスの推進に伴う啓発活動、子育て支援サービスの充実、食育の推進、そして国際理解の推進などが、後期行動計画の中に盛り込まれております。
○３番（原田孝司君）　よく、住みやすい都市調査なんというのがありますけれども、その中の項目に子育て支援の取り組みが、自治体としてどのようになされているのかということが、大きなウエートを占めています。いわゆる次の子どもたちをつくるというのは、やっぱり大きな私たちの世代の課題だというふうに考えていますし、また経済的にも苦しい状況ですけれども、財政的にも厳しいでしょうけれども、ぜひこれからの取り組みを続けていただきたいなというふうに思っております。そのために、やっぱり議会としても応援することが必要だというふうに私自身は考えています。
　特に子育て支援の中で、最近児童虐待の問題が、連日報道をにぎわしています。そういった報道を見ると、やっぱり何でもっと早く手が打てなかったのかということを思うことがあるのですけれども、現場で働いている方、そういうのに取り組まれている方は、本当にやっぱり一生懸命取り組まれているなという状況であります。
　私は、実はこの質問をするに当たって大分県児童相談所、また別府市で相談窓口がありますけれども、そこの担当をされている村田さんにもちょっとお話を聞いたのですけれども、別府市においての児童虐待の実態というのをどういうふうにつかんでいるかということをお聞きしたいと思います。
○児童家庭課長（藤内宣幸君）　実態について、お答えをいたしたいと思います。
　児童家庭課の中にあります子育て支援相談室における昨年の４月から１２月までの虐待相談件数は９１件でございます。前年同期と比較いたしまして３６件減少している状況でございます。虐待を受けた子どもの年齢別を見ますと、ゼロ歳から３歳未満が２３件、率で約２５．３％、３歳から就学前が２２件、率で約２４．２％、小学生が３１件、率で約３４％、中学生が１１件、高校生・その他が４件となっておりまして、小学生以下の子どもの虐待が全体の８３．５％となっている実態でございます。また、虐待者別で見ますと、実父が２９件、約３１．９％、実母が３６件、約３９．５％、継父等が２６件で約２８．６％となっておりまして、実父母が全体の約７１．４％となっておるのが実態でございます。
○３番（原田孝司君）　本当に残念な数字だというふうに考えています。とりわけ実父母による虐待というのが７１．４％を占めるということも、やっぱりなかなか……。報道等では継父からの虐待というのがよく取り上げられていましたから、それだけではなくて実父母が全体の７割を占めているということも、私たちはやっぱり考えなければいけないのだろうなというふうに思っています。この児童虐待というのは、本当に起こしてはならない事例だと思います。そのためには、やっぱり早期発見、また予防などの対応策というのが重要になると思うのですけれども、この取り組みについて、どのように取り組んでいるかお答え願いたいと思います。
○児童家庭課長（藤内宣幸君）　取り組みについて、お答えをいたします。
　生後４カ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師さんが訪問いたしまして、さまざまな不安や悩みを聞く、そして適切な支援サービスを提供する「こんにちは赤ちゃん事業」

や子育て支援センターにおける育児支援の充実、そしてまた専門職である相談員の充実、そして児童相談所、警察などの関係機関との連携強化、さらには継続的な援助、さらには児童虐待に対する意識をもっと高めていくような啓発活動など、引き続き充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、「しつけ」という名のもとで虐待を受けた子どもが、親になっても同じように「しつけ」という名のもとで虐待を行うという、そういった連鎖。子どもは親の私物ではない、子どもの人権を尊重する人権教育、人権啓発の取り組みも、また重要な課題であろうというふうに考えております。

○３番（原田孝司君）　今答弁の中で、「しつけ」という名のもとで虐待を受けた子どもたちがいるという話が出てきました。これは私自身もやっぱり経験したことがありまして、子どもが、本当に目の回りがパンダのように真っ黒になって登校してきた子どもがいました。保護者の方に会ったら、「いや、あれはしつけだ」というふうに言い張って、なかなかそれ以上進まなかったことがありました。こういったいわゆる人権啓発の取り組みとしての重要な課題というのが、やっぱりあるのだなというふうに思いますし、こういったことがこの別府市で起こらないように取り組んでいくために、この問題について市長の見解をぜひ教えていただきたいなと思いますし、先日あった対策協議会の中で、市長は強い思いもお話しされたということも聞きましたので、市長の見解を教えていただきたいというふうに思います。

○市長（浜田　博君）　お答えいたします。

先ほど課長から答弁をいただいたように、別府市内においても昨年同時期より３６件減少したというお話がありました。確かに子育て支援センターを初め、本当に皆さんの大変なお力で別府市は大きな全国的に起こっているような悲惨な事件は起こっておりません。本当にそれはありがたいことだと思っておりますが、御承知のようにいつ起こるかわからない状況は、確かに別府市内でもあります。それは全国的に思い出すのは、奈良県で３月３日、今月に入ってずっと調べてみたのですが、３月３日に５歳の男の子が食事を与えられないで餓死をしてしまうという事件。こんな悲惨な事件がありました。翌４日には、また埼玉県で２年前に、これは４歳の男の子を衰弱死させた両親が逮捕されました。また、７日には大阪府で、１歳１０カ月の女の子が身体的虐待で亡くなりました。体重が約６キロだったという報道を見まして、同年齢の平均体重の半分以下なのですね。そういう状況がありました。

このように、今月に入ってから連日のようにこういう虐待関連の報道がなされていますが、ことしの１月、私がショッキングなのは、東京江戸川区で７歳の男の子が両親から暴行を受けて死亡するという悲惨な事件がありました。７歳といえば小学校１年生、入学したばかりなのですが、学校を休みがちだった。そして、子どもとしては精いっぱいのサインを送ったのです。それは、歯医者さんに行ったときに、あざを見つけた歯医者さんが、「どうしたの」、「これは、お父さんに僕が何もしないのに毎日たたかれている。殴られている」。そのあざを見たときに、歯医者さんが通報しました。児童相談所、学校にも相談をする。通報していただいて、それぞれ対応していただいたのですが、先ほどお話があったように、家庭訪問した先生に対して、「親のしつけだ」と、家にも入れてくれなかった。もうそれ以上は、何度も行っても子どもにも会わせていただけないという状況が続いたというお話を聞きました。なぜ、死に至るまでこれを救うことができなかったのか。その親がどういうふうに対応したのかというのは、本当にわかりませんが、その近くにいた皆さんが気づかれなかった。だれもがその状況に気づかなかったということ。私自身も本当にいたたまれない気持ちになりました。小学校１年生、一番楽しい時期に両親の虐待で亡くなるという事件。もうこれは今でも、私は思い出すたびに胸が痛んでなりません。

先月の２４日の要保護児童の対策地域協議会で開催された中で、私はこの事例を出し、皆さんに共通認識を持っていただいて、別府市内でもいつこういった事件が起こるかわかりません。よろしくお願いしますということをお願いしたときに、この児童虐待に対する共通の認識を持っていただきまして、関係各機関と連携を強化して、迷うことなく素早い対応をしていこうという再確認をしていただいたことを、本当に感謝しております。
今後も、地域住民一人一人が子どもを守ろうとする、そういう措置を、措置というか意識を持って、これから地域全体で見守りをしていけるような、そういう対策に万全を期さなければならない、このように考えております。ありがとうございました。
○３番（原田孝司君）　ありがとうございました。市長の思いというのは、やっぱりぜひ政策として実現していただきたいなというふうに思っています。
　この児童虐待の問題というのは、私自身、これからもっと多くなる深刻な問題になってくるのではないかなというふうに思っています。というのも、大分児童相談所の方々に話を聞いたとき、その相談員の方々が、ネグレクト、育児放棄の家庭というのは、いわゆる困窮状態と密接な関係があるというふうに言われていました。すべてではないのでしょうけれども、いわゆるネグレクトの家庭と困窮状態というのは本当に密接な数で示されている。いわゆる家庭状況の厳しさを、やっぱり子どもたちが反映しているなというふうに感じたわけであります。やっぱり格差問題とか貧困問題を解決しない限り、児童虐待の問題もより深刻になると私は思います。これからやっぱり、この経済不況が続いていく中で減りはしない、ふえていくだろうと思います。そのための対策というのは、やっぱりこれからも拡充していきたい。
　具体的に言いますと、別府市において相談窓口の配置を市役所の１階に置いていますけれども、なかなか人が少なくて大変な状況になっています。大分市になると、例えば大分市、中核都市で自前で児童相談所を持とうかという話もしているぐらい、人数的にもかなりの人数がいらっしゃるわけですね。それに比べたら別府市の相談窓口は、いわゆる虐待の件数に比べて人の配置がなかなか十分でないというふうに私自身は考えていますので、市長の思いを具体的な形で、相談窓口の人員の拡充ということにぜひ考えていただければというふうに思っております。ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに思って、ここの項を終わりたいというふうに思います。
　続きまして、放課後児童クラブについての幼稚園児受け入れについてですけれども、前議会から放課後児童クラブ幼稚園児受け入れの体制、補助金の拡充ということを課長の方から答弁をいただいていますけれども、来年度の放課後児童クラブの入所予定状況、申し込みがもう行われますので、現在の状況。とりわけ待機児童が出てないのかということを含めて教えていただきたいというふうに思います。
○児童家庭課長（藤内宣幸君）　入所状況について、お答えをいたします。
　平成２２年度の入所受け付けを、昨年の１１月からことしの１月末まで実施いたしました。現在、東山を除く全小学校区に２２の放課後児童クラブがございます。定員は１，１７９名、入所児童数は幼稚園児が１７２名、小学生か８４２名で、合計１，０１４名の入所児童が来年度予定されております。待機している児童につきましては、調査しましたところ、今のところございませんけれども、２カ所のクラブで５名ほどお断りした状況があるというふうに伺っております。
○３番（原田孝司君）　今、５名の方をお断りしたという話でしたけれども、私自身もこの５名の方をちょっと調べてみると、２人は別の学童に行って、２人は小学生ということがあって、今そのままにしている。あと１人が、次に来年度の幼稚園の入園児だそうで、ぜひここに入りたいのだけれどもということで、いわゆる空き待ちというか、空きを待っているということを聞いています。そういったことを含めて、この子どもたちが、希望す

る方が全員入れるような取り組みをぜひお願いしたいというふうに思うのですけれども、課長が今まで言われた、これからの学童への補助のやり方を考えていきたいということが答弁にありましたし、待機児童の解消についてどのように考えているのか、お答えを願いたいと思います。

○児童家庭課長（藤内宣幸君）　待機児童の解消について、お答えをいたします。

幼稚園児の受け入れ策につきましては、かねてから放課後児童クラブ連絡協議会から再三、別府市の特殊事情を考慮して、幼稚園児に対しても補助対象事業として助成してほしいとの要望が、これも再三ございました。また議会の一般質問の中でも取り上げられておりました懸案事項でございます。このような経緯もございまして、幼稚園児を円滑に受け入れするために、別府市単独で幼稚園児も補助対象とする来年度予算を計上させていただいております。また、待機児童解消につきましては、今年度、２０年度でございますけれども、最大の待機児童がありました境川放課後児童クラブ、これは約２０名の待機児童があったのでございますけれども、来年度、境川小学校の同一敷地内に新たにクラブを新設する予定でございます。これで境川の放課後児童クラブの待機児童も解消いたします。この工事費は、来年度の予算に計上させていただいております。

○３番（原田孝司君）　はい、わかりました。今、幼稚園児の補助ということは、一人一人に補助が出るということではなくて、いわゆる学童としてランクで幼稚園児がいる分についての補助を出すということで、それとともに、いわゆる学童をふやしながら待機児童を解消していきたいという方向がよくわかりました。

ただ、この学童クラブのことについてはそろそろ、今はこの運営については別府市がいわゆる保護者会等への委託、またいわゆる民間保育所等への委託という形になっていますけれども、この学童クラブについては、園舎と、また校舎等で運営している学童については、いわゆる公的運営も視野に入れて考えないと、これはなかなか難しくなるのではないかなというふうに私自身は考えています。もちろんまだいきなり公的運営というのは難しいと思いますけれども、これからそういったことも含めながら、ぜひこれからの学童クラブの運営についての取り組みを進めていただきたいなということを要望して、この項を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

続いて、環境問題に移ります。

いわゆる広域組合の方で、藤ケ谷清掃センターの更新事業等が、やっと前進していったということになっておりますけれども、それにかわって家庭ごみ、事業ごみの分類等を含めて別府市におけるごみの分類における基本方針というのをどのように考えているか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。

平成１９年３月に策定をいたしました一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの発生抑制と減量、リサイクルの推進を計画的に実施することにより循環型社会形成推進基本法の目指す資源循環型社会を築き、市民及び観光客が快適に過ごせる環境の保全を図ることを基本方針としております。

○３番（原田孝司君）　別府市として今から、先日、第３次別府市行財政改革推進計画をいただいたのですけれども、この中に、ごみ減量を推進するための取り組みというのが書かれていますけれども、これからやっていくということですけれども、まずちょっと確認のために、現在どのような種別のごみを分類し、リサイクルしているのでしょうか。お答えをお願いします。

○環境課参事（原田勲明君）　お答えをいたします。

現在、資源物として通常の収集を行っているものにつきましては、古紙と古布及び缶・瓶・ペットボトルでございます。また、リサイクル情報センター等で拠点収集を行ってい

る資源物としては、紙パック、廃食用油のほか、本年２月より拠点収集を実施しておりますペットボトルキャップがございます。
○３番（原田孝司君）　わかりましたけれども、では、一般廃棄物処理計画における資源ごみの収集目標値と比べて、現在どのように推移しているというふうにお考えでしょうか。
○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。
　一般廃棄物処理基本計画における資源ごみにつきましては、平成１７年度の収集実績をもとに、平成２８年度の収集見込み量を算出しておりますが、５，２９８トンの収集見込み量に対して平成２０年度の収集実績は４，７７７トンとなっており、現状では収集見込み量より５２１トン収集量が少ないのが現状であります。この要因といたしましては、新聞販売店ルートにおける古紙回収の実施、容器包装廃棄物の軽量化や比較的重量のある瓶の収集量が減少し、軽量のペットボトルの収集量が増加していることが上げられます。
○３番（原田孝司君）　これは、ちょっとびっくりしちゃったのですね。資源ごみというのは、リサイクルが進んでいるかと思うと、資源ごみの回収については減ってきている。その一つの理由として、新聞販売店ルートによる古紙回収、あともう一つはビールもそうなのですけれども、瓶が少なくなっている。瓶ではなくて、みんな缶の方を飲むのだろうな。そういったことでやっぱり収集量が減るのかなというふうに思っています。全体を見るとリサイクルというのは進んでいるのではないかなとは思うのですけれども、ここで数字を見せられると、ああ、そうなのかなというふうに思うわけでありますけれども、こんな現状を考えて、当面の課題をどのように考えているのでしょうか。お答え願います。
○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。
　現状の問題としては、ごみ分別を含めた３Ｒの啓発をどのように進めていくか。また、本年２月より実施しておりますペットボトルキャップの拠点回収事業を、今後どのような事業展開をしていくかが、当面の課題として挙げられます。
○３番（原田孝司君）　ありがとうございます。ペットボトルキャップを最初に聞いたときに、それをワクチンにという話の部分で、正直言ってちょっと違和感を感じたのですよね。何でペットボトルのキャップだけなのという。そうすると説明を聞くと、このペットボトルのキャップに関しては、今国からの施策として、リサイクルについての負担が少なくなっている、全くかからないという話を聞きました。いろいろ聞くとリサイクル、資源ごみの回収も含めてお金がかかるということが、やっぱり一つのネックになっているのだなというふうに思うわけであります。ただ、これはお金がかかっても資源の活用、再活用ということは、やっぱり国民の課題であるなとも思うわけです。その辺のバランスを考えんとやっぱり難しいかなというふうに思うわけなのですけれども、今、家庭ごみのお話を聞きましたけれども、今度は事業ごみについて。
　実はこれは広域組合議会のときにもちょっと質問したのですけれども、藤ケ谷清掃センターをちょっと調べに行って聞いたときに、いわゆる炉の中に車のボンネットが入っていた。その写真も見せられて、ちょっと驚いたことがあるのですよね。そういったふうに事業系のごみについてのルールについては、時折この議会でも問題となっていますけれども、現在、事業系ごみについてはどのような対応をしているのでしょうか。
○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。
　事業系ごみにつきましては、一般廃棄物と産業廃棄物というふうに分類をされますが、市が管轄する事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法の趣旨にのっとり事業者の責任において適正に処理をするように指導を行っております。
○３番（原田孝司君）　さっきもちょっと言いましたけれども、この事業系ごみのルールというのが、きちんとできてないのではないかということをたびたび指摘されているわけですけれども、事業系ごみの分別というのもやっぱり求めていかなければならないのでは

ないかなと私は思うのですけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。
○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。
　事業系ごみの取り扱いにつきましては、現在、広域圏事務局と２市１町の衛生担当者会議を定期的に開催し、本年度より事業系ごみのガイドラインを作成する協議を行っているところであります。方向性が決定されるまで、時間的な御猶予をいただきたいと存じます。
○３番（原田孝司君）　今「時間的な御猶予」と言われましたけれども、平成２５年に藤ケ谷清掃センターの更新事業というのが行われる。工場もできて稼働していくわけですけれども、それに合わせ、ぜひ家庭ごみ、事業系ごみの分別計画をきちんともう一回つくり直す必要があるのではないかなというふうに私自身は思うのですけれども、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。
○環境課参事（原田勲明君）　お答えいたします。
　広域圏を構成する２市１町のリサイクルを含めたごみ処理計画及び分別収集計画の相違点もあり、各自治体間で施策の統一を図ることは非常に難しい課題であると思っております。来年度に予定されている第６期分別収集計画の策定時には、藤ケ谷清掃センターのごみ処理施設の処理方式との整合性を図った上で、別府市独自の計画を策定したいというふうに考えております。
○３番（原田孝司君）　そうなのですよね。別府だけで考えるわけではなくて、杵築、日出町と合わせて考えていくという、これはやっぱり一番必要なことだと思いますし、もう一つは、今ありましたように、いわゆる収集体制と処理経費の問題。例えばいろんなことをするときにやっぱりストックヤードの建設等も必要になってくるわけですから、そういったこともやっぱりこれからの計画の中で考えていく。さっき言いました財政とのバランスというのを考えなければいけない。それでなくてもやっぱり藤ケ谷清掃センターの更新事業はお金がかかるわけですから、この辺を考えていかなければいけませんけれども、でもやっぱりこれは国民的な課題の一つ、資源ごみの再活用というのは国民的課題の一つでありますから、ぜひ考えていただきたいというふうに思うわけであります。
　それから最後に、これはこの前もらった家庭用の資源ごみ等のごみの分け方、出し方。本当にとってもいいなというふうに思いました。聞くと、別府市と日出と杵築で全部みんなでつくったという話を聞きましたけれども、今まで、これはどっちなのかなと私自身、家庭でごみ係なので分別していくのですけれども、わからないことがよくあるのですよね。その中で本当に細かく、よくできているなというふうに思いました。中にはマージャンパイの捨て方もあって、「燃えないごみ」と書いてあるのでちょっとびっくりしたのですけれども、いろんなものを考えながらつくられたと、本当に大事なことだなと思いますし、こういったことが活用されながら、きちんと家庭でのルールが確立できたらなというふうに考えています。とてもいい仕事だと思いますし、この前、「今日新聞」で環境新聞、今度カラーにすると。ただ、新年度から町内自治会を通しての回覧式になると。これは本当言うとちょっと残念なのですけれども、財政的な部分もあるかなと思いますけれども、こういったことを含めて周知徹底をして広報していくことは、やっぱり一つのこれからのまちづくりになるなというふうに思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。
　４番の後期高齢者の医療制度の高齢者医療について質問したかったのですけれども、時間の関係で次回にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
○５番（松川章三君）　初日の２番目ということで、非常に今緊張しております。そして、こういうふうに皆さんからやじが飛びまして、特別舞い上がってしまいますけれども、頑張って質問させていただきますので、皆さんのやじも少なくしていただきたいと思っております。
　それでは、１問目の別府とり天、そして別府冷麺について御質問させていただきたいと

思います。
　別府市では、食を生かした観光推進について取り組んでおるわけですが、その第１弾が平成２０年度からの別府とり天プロジェクト、そして第２弾が２１年度の別府冷麺プロジェクトと、２年続けて別府ならではの料理を取り上げております。その間、別府とり天マップとか作成して、市内外に広く配布されております。そして、何か聞くところによると冷麺マップも近々でき上がる、それを配っていきたいということを聞いております。それぞれ「とり天Ｂめん」とか「冷麺団」といった調査員が極秘調査ということ、これはもうばればれなのですが、極秘調査をして、話題性をつくり上げていると思うのです。
　そこで、そのとり天や冷麺が、市民や観光客にどの程度浸透しているのかお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。
○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。
　旅行におきましては、食というのは重要な位置を占めておりまして、中でも最近は全国各地で「Ｂ級グルメ」と呼ばれるその地域ならではの食べ物が注目をされております。そのような中、別府市におきましても、地域性のある料理としてとり天、冷麺を取り上げて情報発信をしているところでございます。とり天、冷麺ともに、先ほど議員が言われましたが、ホームページやマップを作成し情報発信を行っているところでございますが、新聞や地元テレビ等で数多く取り上げられたこともありまして、県内ではかなり浸透してきたのではないかと考えております。また、福岡を中心にイベントでの宣伝、それからテレビやラジオへの出演、旅行雑誌への掲載、さらに全国放送のテレビ番組にも取り上げられるようになっております。これらの影響などによりまして、これまで地元客がほとんどであったお店に県外からのお客様がかなりふえてきたというお話を、多くのお店の方から聞いておりますので、今後ともさまざまな機会を通じて情報発信をしていきたい、そのように考えております。
○５番（松川章三君）　とり天、冷麺に取り組んでいただいておりますが、この市内関係業界はどのような反応を示しておるのか、その辺のところを御質問いたします。
○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。
　とり天につきましては、マップに掲載しているお店を対象に、昨年６月にアンケート調査を行いました。その中で９０％以上が「効果がある」、そのような回答でございました。具体的にはとり天のオーダー、それから市外・県外のお客様がふえたという回答が多くございました。中には売り上げが５割増という店も数多くございました。冷麺につきましては、これは聞き取り調査でございますが、やはり県外からのお客様がかなりふえているようでございます。冷麺につきましては、特にこれからのシーズンに期待をされている、そのようでございます。
○５番（松川章三君）　とり天につきましては、９０％以上の効果があったということですし、また冷麺も県外からのお客さんがかなりふえているということで、別府の食観光のためには非常にいいことだと思います。また、それなりに皆さんも手ごたえを感じているのではないかなと思っております。
　ところで、そのとり天、冷麺が、大分市と別府市で本家と元祖の争いをいたしましたですね。ところが、今、中津市と宇佐市が唐揚げについて同じようなことをやっているということなのですが、それは、課長、御存じですか。（発言する者あり）
○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。
　情報として聞き及んでおります。
○５番（松川章三君）　別府は元祖であった。中津、宇佐の場合は、宇佐の方が元祖ではないかなんというところが言われておりますけれども、実はその唐揚げについて、私は中津の方に取材に行ってまいりました。（発言する者あり）取材、取材です。なぜかといい

ますと、朝のテレビの「ズームイン！！ＳＵＰＥＲ」とか人気テレビ番組の「秘密のケンミンｓｈｏｗ」ですかね、これに相次いで「唐揚げ激戦地中津から大分唐揚げ東京進出」といって詳しく紹介されたのです。私もこれはちょっと別府のために何かなるかもしれないと思って中津市役所にすぐ行きまして、中津の役所の人に、担当者に質問してみました。どうして急にあんなに大きく取り上げられたのかということと、市としてどのような支援・取り組みをしたのかということを聞いたのですが、その答えは、私が予想しなかった答えが返ってきました。というのは、中津市は三、四軒ぐらいの唐揚げ店が東京に出店をしているということを言っていました。でも、市としては何もタッチをしなかったということなのです。東京に進出している唐揚げ店は、企業努力で東京進出をしたのだと言っておりました。ただ、市内の唐揚げマップですね、今、とり天マップと同じように。それはつくっていますよということで、そのマップを私ちょっともらって帰ったのですが、別府のとり天マップと唐揚げマップはほとんど同じような形式でやられておりました。そういうことで、最近では東京、福岡から全国テレビの取材の申し込みがあるらしいのです。でも、市としては、今言ったみたいにほとんどタッチしていないので取材に応じることは余りしてないということなのですが、だけれども、唐揚げのお店は紹介しますよということで、そのお店の方に行ってもらって取材させてもらっているということです。

私も、そういうことだったので、では、私も紹介してくださいということで、何店かあったのですが、その中で「からあげ大吉」といいまして、これは東京にもやっぱり店を出しているのですが、そこに行ってちょっと食べました。確かにおいしかったですね、食べて。行ったら、ちょうどそこに東京の下北沢店の店長が来ていまして、その店長の話を聞くことができたのですが、それはどういうことかといいますと、店長は大分の人ではないのです、東京の人なのです。東京の人なのですが、中津に友だちがいまして、中津で唐揚げを食べた。その唐揚げがものすごくおいしかったということで、忘れられなくなって、また後日中津まで来て、中津じゅうの唐揚げを食べ歩いて回ったのです。ところが、それが非常においしかった。その中でも「からあげ大吉」が非常においしくて、自分から進んで「大吉」の社長に弟子入りをしまして、そして覚えさせていただいて東京に店を出させていただいた。そういうふうなことで、今、東京下北沢店では非常に行列ができていっぱいであるということを私は聞きまして、すばらしいなと思っております。別府のとり天もそうなればいいなと思っておる次第なのです、冷麺も一緒ですけれども。ところが、ここの社長が言いました。ちょっと聞いたのですが、２０年前に脱サラをしまして、唐揚げを始めたのですけれども、久住産の鳥を使って、そして自前のだしで味づけして、そして注文があって揚げる。地元産であるという証明書まで発行していますよということで、企業努力をすればお客様はついてきますということで言っておられました。

こういうふうにいろいろあるのですけれども、やっぱり要するに企業が努力すればそういうふうにお客さんもついてくるということですね。本当に努力していただきたいなと。今、別府市のとり天も冷麺も一生懸命努力しております。そういうふうに努力しているところに、市も何とか応援してあげてもらいたいと考えております。

話は違いますけれども、またテレビですけれども、これは今度、Ｂ級グルメの番組があって、全国放送でやっていまして、５０位から１位の中に大分県の食べ物が何かあるのかな、唐揚げ、とり天があるのかなと私は思っていました。一つもなかったのです、これが。せめてとり天か唐揚げがあれば本当にうれしいなと思って期待していたのに、本当に残念でした。その中にはほとんど知らない食べ物がざあっと出たのですよ。その中で順位はちょっと忘れましたけれども、呉冷麺というのが入っていまして、呉冷麺と聞いたことがないので、すぐインターネットで検索しましたら、別府や盛岡の朝鮮冷麺と違って、では中華冷麺みたいなのかなと思ったら、またこれとも違うらしいのですよね。だけれども、最

近脚光を浴びたみたいで全国放送に取り上げられた。これで呉も呉冷麺が、また脚光を浴びるのではないかなと私は思いますけれどもね。こうやってほかの市もＢ級グルメを何とか売り出そうと本当に努力していると思います。別府市も２年続けてとり天と、そして冷麺というふうにここまで仕掛けたのですから、ぜひとも最後まで面倒を見ていただいて取り組んでいただきたいと思います。もちろんこれは企業努力、さっき言ったみたいに企業努力が前提にあります。

また、今度大分県の生めん組合が、実は４月から、たしか統一ブランドを「別府冷麺」というものを開発しまして、４月から販売する予定になっているということです。それは、このようなパッケージまでつくって、すべてもうやっているみたいですね。それによって郵便局のゆうパックが冷麺を取り扱いたいなというふうにも言っているし、またイオン・ジャスコですかね。ジャスコがそこに接触をして冷麺を何とかやらせてくれないかというふうなことも聞いております。組合としましては、いろいろなイベントがあるときに、ぜひとも別府市がやっているイベント、県外、県内どこでも結構です、いろんなイベントがあるときに試食販売をさせていただきたいということが願いだそうです。企業もそうやって努力をいろいろとしているのですけれども、市としましては、こういう機会があればですけれども、別府とり天・別府冷麺フェスタみたいな業者を一堂に集めた何かイベントができないものかと私は思っている次第なのです。

そこで、市として別府とり天、別府冷麺に関し、今後どのような支援・取り組みをしていくのかお伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。

今、議員が言われたように食品業界等が積極的に取り組んでいただくことは、食観光推進には非常に喜ばしいことでございます。別府市といたしましては、食を生かした観光振興という観点から、観光協会や旅館ホテル組合連合会などと連携をとりながら情報誌、それからテレビ等の取材等の情報提供、イベント等での情報発信などを今後とも行っていきたいと考えております。

また、これは御報告ですが、３月２５日発売の「女性セブン」においてでも、御当地グルメとして別府冷麺を取り上げていただく予定となっておりますので、御報告をさせていただきます。

○５番（松川章三君）　マスコミに取り上げていただくということは、本当に広めるのに最高な手段だと思いますので、ぜひともそういうふうにお願いしたいと思います。

けさ、清成議員が、実はとり天については数十万件のアクセスがあるということで、（「５６万件」と呼ぶ者あり）５６万件アクセスがある。冷麺については４万件アクセスがあるということで、それだけ非常に売れつつありますので、ぜひともマスコミを活用したことをやっていただきたいと思っております。

それから最後に、別府のとり天・冷麺のこととはちょっと違うのですが、食の観光推進という観点からどうしてもお尋ねしたいということがあります。それは、市長や私が住んでいる鉄輪地区で国のまちづくり交付金事業による整備事業が、今年度で終了するわけですが、その中で別府市の特色である温泉を活用した地獄蒸し工房が、３月２８日オープンする予定になっております。そして、ここで、だれもが地獄蒸し料理を体験できると聞いております。実は先月の２７日、市長がお出迎えになって、私も御一緒させていただいたのですが、自由民主党の谷垣総裁が鉄輪温泉街を視察に参りました。石畳を歩き、建設中の地獄蒸し工房に立ち寄って、そして足蒸し湯を体験して、そして老舗旅館のサカエ家さんで昼食の地獄蒸し料理をいただいたわけです。総裁も、「温泉の噴気でこんな料理ができるのか。これはおいしい」というふうに言っておりました。満足して帰ったみたいですが、これは、もし自由民主党が選挙に勝っていたら内閣総理大臣が来たということで、そ

の内閣総理大臣が別府の地獄蒸し料理を食べたということになるのですが、ちょっとその辺は残念ですけれども。しかし、自由民主党総裁をうならせましたこの地獄蒸し料理を、別府を代表するグルメ、料理として日本国じゅうに発信したらいかがでしょうか。もちろん今でもこの地獄蒸し料理というのは、全国にもう有名になっております。でも、これを機会になお一層大々的に「別府地獄蒸し料理」ということで売り出してみてはいかがかなと考えております。この点について当局のお考えをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。

　３月２８日オープン前の３月２５日でございますが、２５日に報道機関を対象とした内覧会を実施する予定でございます。これには地元メディア及び福岡の民法３社を加えた取材と放映が予定をされております。またポスター等も、現在市内各所に掲示するとともに、ＪＲ九州さんの御協力にもよりまして、九州全駅に現在もうチラシをすでに置いていただいております。今後も引き続き鉄輪地獄蒸し料理を、今、議員言われたように全国に向けて情報発信できるよう最大限の努力をしていきたい、そのように考えております。

○５番（松川章三君）　この地獄蒸し料理も別府のとり天、冷麺と、三つの別府を代表する食べ物として、ぜひとも全国に名をとどろかせようと思っておりますので、別府市の方といたしましても、市長も何かあるごとにやっぱりこれを宣伝していただきたいと思っております。

　続きまして、２番目の市内開催イベントについてお伺いいたします。

　今、別府市では、１年間を通じて大小たくさんのイベントが開催されていますが、主な年間イベントの現状、そして集客力はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。

　観光まちづくり課所管の主な祭り・イベントの昨年の集客状況でございます。主催者発表でございますが、「別府八湯温泉まつり」、これは昨年５日間の開催で約１１万人、それから「別府夏の宵まつり」、これが４日間の開催で約９万１，０００人、「ＢＥＰＰＵダンスフェスタ」、これは１日だけでございますが、約２万３，０００人、それから「べっぷクリスマスＨＡＮＡＢＩファンタジア」が２日間の開催で約２１万人となっておりまして、すべて合計いたしますと４３万４，０００人の集客があったものと思われます。この数字だけを見ますと、かなりの人数となりますが、市民の方や大分県内からのお客様が大部分を占めていると思われますので、各祭りの実行委員会の方々を初め関係者は、限られた予算の中でさまざまな工夫をし、さらなる集客に向けて魅力あるイベントづくりに取り組んでいるところでございます。

○５番（松川章三君）　主なイベントだけでも４３万人ということで、大変な人が別府に訪れてきているわけですが、市のホームページの中にある観光イベントカレンダーを見ますと、１月から１２月まですべての月でイベントが開催されております。その数は実に３８回に上っております。もちろんそれに伴い集客も相当ふえていると思いますが、お客様が来るということは、別府市にとって、観光業が主体の別府市としては非常にいいことでございますので、喜ばしい次第です。

　では、このイベントの開催に当たり広報についてはどのように行われているのか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。

　先ほど申し上げました祭り・イベントの広報活動につきましては、市報を初め別府市の公式ホームページや別府なび等のインターネットサイトによる広報を行っております。また、あわせて主に市内の各公共施設への事前ポスターの配布、それから大分県版や九州版

での新聞広告等、広報活動も各実行委員会単位で実施をしております。
○５番（松川章三君）　最近、私はまちで尋ねられたことがあるのですが、それは、「きょうは別府公園の駐車場にバスや車がようけとまっておるけれども、きょうは何があるのだろうか」。それとか、まちが混んで、道路に車が多かったりすると、「きょうは何かあるのかな」とか、また、「別府市は観光都市なのに、イベントを知らせる広報板が少ないというより見かけないような気がするけれども、どうなっているのだろうか」というふうに実は聞かれたのです。私も、ちょっと、あらっ。そう言われてみると、あらっ、これは本当、どこでやっていたかなと思いまして、調べましたら、市報とかホームページはやっております。ただ、市内で本当にそういうのをちょっと見かけないので、よく市長が言われている「市民目線」とか、「訪れてよし、住んでよし」、また「おもてなしの心」に対して少し配慮が欠けているのではないかなと思います。せめて市役所の前とか別府駅前、または先ほど言いました別府公園の前の駐車場や幹線道路ですね、国道１０号の。人目のつくところにそういうふうな広報板を立てていただけたら非常に助かるのではないかと思います。しかも、それが電光掲示板であれば、なお皆さんに目につくのではないかなと思います。こちらの別府市に来た観光客が、何もわからず来た観光客がそれを見て、「ああ、きょうはあれをやっていたのか。では、行ってみよう」とか、「今月はこれをやっているから、また来よう」とか思うことにもなりかねません。
　そういうことでその電光掲示板の設置とか、その点についてどのように考えているか、答弁をお願いいたします。
○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。
　イベント開催の広報板の設置につきましては、現在、ＪＲ別府駅の御協力によりまして、コンコースの東側入り口付近の広報板を無償で利用させていただいております。しかしながら、今、議員言われましたように電光掲示板については、まだ導入をしておりませんが、今後、観光客の方が携帯電話でも情報提供を受けられるような仕組みも含めまして、導入の可否について今後検討していきたい、そのように考えております。
○５番（松川章三君）　ぜひとも、前向きな検討をお願いしたいと思っております。
　先ほど、別府市のイベントについて質問させていただきましたが、今開催されているイベントは、それなりにどれもすばらしく、完成されたイベントだと思っております。しかし、何かインパクトが足りない、何か広がりに欠けるような感じがしてなりません。それはたぶん、私が思うに専門的過ぎるとか趣味の世界であるとか、こじんまりしているとか、だれもが楽しめる話題性に富んだ別府ならではのイベントではないのではないかと思っております。全国にアピールするのに何かそのイベントが弱いような気がしてならないのですが、もちろん「別府八湯温泉まつり」のように全国にアピールできる祭りもたくさんありますし、また「べっぷクリスマスＨＡＮＡＢＩファンタジア」ですかね、あれみたいに集客力のあるイベントもあります。しかし、別府には別府にしかできない、別府だからできるというものではないような気がしますね。どこでもやっていると思えるイベントといいますか。
　では、別府が全国に誇れるものはないだろうか。別府発祥のものは何かないだろうかと考えたときに、私は、実は別府しかできない、また別府だからできる、別府以外の都市ではやってはいけないというような、これに実は気がついたのです。それは、別府観光の基礎を築いた油屋熊八翁が、全国で初めて取り入れた観光バスガイドですね、観光バスに乗って案内するこの観光バスガイドの仕事は、これは別府発祥の仕事なのですよね。この観光バスガイドの全国大会を別府の新たなイベントとして取り上げてはどうなのかな。いろんなことが考えられます、これによって。それは何かといいますと、「全国バスガイドコンクール」をやるよとか、「美人バスガイドコンテスト」だとか、「美人」とつくと語弊

があるかもしれませんが、「すばらしいバスガイドコンテスト」、「全国バスガイドユニフォームパレード」とか、私は趣味ではないですよ、そういうふうなね。そのほか、いろいろと考えられると思うのですよ。このイベントをすることによって、たぶん全国のエージェント、旅行客の関係であれエージェントが注目してくれるのではないかと思うのです。また、観光バス会社同士も、こういう企画があれば切磋琢磨して競い合うようになるのではないか。もしどこかのバス会社とかのガイドさんが全国一にでもなったら、それこそマスコミの注目を浴びるし、イメージアップも図れますしね、これは抜群ですよ。もしこうなれば、ようし、来年は我が社が１位になってやろう、チャンピオンになってやろうというふうに思ってくる会社も出てくるんじゃないかと思います。そして、その大会ができるようになれば、全国の目は別府市に向いてきます。別府市を皆さんが見つめるようになるのですよね。この観光バスガイド発祥の地である別府を生かした別府ならではのイベントを企画して、本当に大きく育てて別府をより以上大きなまち、観光都市にしていくことはできないのかなと思っておりますが、当局の考えはいかがでございますか。

○観光まちづくり課長（清末広己君）　お答えいたします。

　今御提言のございました女性バスガイド発祥の地を生かしたイベントについてでございますが、非常にインパクトのある魅力的なアイデアであると思います。私も個人的には非常に好きでございます。これの実現に向けては、観光まちづくり課挙げて最大限の努力をしていきたい、そのように考えております。

○５番（松川章三君）　課長は何か、えらい乗り気のようで。（笑声）市長、それでよろしいのですか。市長が「いい」と言えば、すぐこれは達成できますし、また皆さんもできると思います。市長、何とかその辺をひとつ。もしあれだったら、やろうかやるまいか。ひとつよろしくお願いします。（笑声）

○市長（浜田　博君）　お答えいたします。

　油屋熊八翁に思いをはせたとき、また、村上あやめさんが生きているときにやりたいなという思いを今感じたことは事実でございます。本当に奇抜なすばらしいアイデアだと思いますので、前向きに真剣に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○５番（松川章三君）　市長、本当にありがとうございます。本当にこれは全国に誇れる別府発祥の地、本当に観光のもとですから、ぜひとも今言ったみたいにやっていただきたい。頑張りたいと思います。私もまたそういうことについて何かあれば、ひょっとこの面をかぶってでも、何をしてでも私は頑張ってやりますので、ぜひとも頑張りましょう。（笑声）では、これはこれで終わりまして、次の質問に入りたいと思います。

　別府市有料広告掲載についてでございますが、よろしいでしょうか。不景気が続く中、税収不足に悩む自治体がふえております。別府市もその例外ではないと思います。そんな中、何とか自主財源を少しでも確保しようと有料広告に取り組む自治体が多く見られるようになりましたが、別府市の有料広告に対する取り組みの現状はどうなのか、お伺いいたしたいと思います。

○政策推進課長（浜口善友君）　お答えをいたします。

　有料広告につきましては、平成１８年５月からその広告の募集を開始いたしました。現在のところ２種類の広告を実施しておりますが、まず１点目が、清掃車両の側面を広告の媒体とした清掃車両広告、それと２点目が、市のホームページを広告媒体としたホームページ広告を実施いたしております。

○５番（松川章三君）　それでは、その現在の募集の状況と実績を教えていただきたいのですが。

○政策推進課長（浜口善友君）　お答えをいたします。

まず、募集の状況でございます。清掃車両につきましては、３トン車が１台につきまして、年間で２４万円、これが８台、それから３．５トン車が１台について年間２７万６，０００円で４台、４トン車が１台につき年間３０万円で１台。ホームページにつきましては、全部で１５枠を募集しておりまして、１枠について月額１万円というふうなことでございます。

実績につきましては、清掃車両は、平成１８年が３台の契約でございまして９３万６，０００円、平成１９年度が２台の契約で７５万６，０００円、２０年度が１台の契約で２７万６，０００円となっております。また、ホームページの広告につきましては、月々の契約で１５枠の募集でございますので、年間延べ１８０枠ということになりますが、実績といたしましては、平成１８年度が延べ１２１枠の１２１万円、平成１９年度が延べ１６４枠の１６４万円、２０年度が延べ１７０枠の１７０万円というふうなことでございます。

○５番（松川章三君）　現状、募集が全部埋まってないようにあります。金額的にはありますが、金額的にまたそれが妥当なのかとか、また市外からの応募は、それについて可能なのかということがここで疑問になりますが、全部埋まってない理由については、やっぱり金額的なものなのですか。それとも何かこう、いろいろあるのか、その辺を。金額的に妥当か、または市外から募集は可能なのかということで、ちょっとでは答弁をよろしくお願いいたします。

○政策推進課長（浜口善友君）　まず、金額の妥当性ということでございます。県内の他都市の例を見ますと、清掃車につきましては、大分市のみが実施をいたしております。その金額につきましては、中型車が月額で２万５，０００円、小型車が月額で１万６，０００円となっておりまして、金額的に大きな差はなくて、価格の設定の面でも妥当であろうというふうに考えております。ホームページ広告につきましても、多くの地方公共団体で取り組んでおりまして、金額的には５，０００円から１万５，０００円までの幅がございますが、別府市のホームページのアクセス数などを考慮すると妥当な金額、価格の設定ではなかろうかなというふうに考えております。

また、募集の広告の掲載者につきましては、現在は枠をとっておりまして、現在市内という枠は設けておりませんで、広く募集をしております。市外、県外からもエリアの指定はございませんで、広く募集をしているところでございます。

○５番（松川章三君）　ホームページとか広告、いろいろあると思いますが、現状の広告の募集の仕方というのは、今いろいろホームページとか言っていただいているということだったのですが、ホームページを見ますと、確かに別府市のウェブサイトがありまして、それからそちらの広告等に行くようになっております。それを開いていくと確かに広告のやり方が載っております。応募の仕方が載っておりますが、でも、それが何となく字が多く、最初に見たときに、どこでそこに行けばいいのかなというあれがわからないのと、行っても今度は字が多くて、どういうふうにしようかな。絵もあるのですけれども、どういうふうにするのかなという、ちょっと何か、ものすごくわかりにくいような感じを私は受けたので、この辺をもっと応募しやすく、またわかりやすく、魅力のあるホームページとかにしたらいいのではないかと私は思うのですが、その辺はいかがなのでしょうか。

○政策推進課長（浜口善友君）　お答えをいたします。

募集の方法といたしましては、毎年５月から更新となりますので、市報の３月号で募集を行っております。また、市のホームページ上におきましても、通年募集を行っております。ただ、募集がわかりにくいというふうなことで御指摘がございましたので、この点につきましては、今後効果的な広報のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

○５番（松川章三君）　現状では、先ほど言っていましたけれども、清掃車とホームペー

ジ広告だけでありまして、別府市有料広告掲載要綱を見ますと、実は第２条に、「市が所有する公用車及び構造物、市が作成し及び管理しているウェブページ、市が発行する広報物及び印刷物、その他市の資産のうち市長が定めるもの」、こういうふうになっておるわけです。以上のことからもわかるように、もっと広告掲載のための媒体の幅を広げていってはいかがでしょうか。これができないのかなと思うのですけれども。例えば、これができれば市の庁舎内の壁とか水道局、競輪場とかあります。また公用車や広報紙、ポスター用印刷物ですか、公共料金通知書、公共用封筒、市の指定ごみ袋とか、いろいろ媒体として活用できるものがあると思うのです。また、先ほど言った金額的な面で妥当であると言っておりましたけれども、これもまたちょっと考えてみるとか、広告募集についても、先ほど効果的な広報の仕方について検討したいと言っていたようにあるのですが、これはどのようにするのか。ただ単に広報紙や折り込みをふやしたからといって、掲載主が集まらないのではないかと私は思う。先ほども言いましたけれども、申し込み方法も簡素化してわかりやすくするとか、これはどうなるかわかりませんけれども、広告を出すであろう企業の人たちが集まっている商工会議所に窓口をちょっと持っていってみるとか、市みずからウェブサイトや人目につくところに「広告募集」の広告を出してみるとか、いろいろあると思います。

実はここに、ちょっと字が小さいので眼鏡をかけます。広告を出しているいろんな市の、では何が一番多いかというふうなことで書いてあるのですが、その中で一番多いのが市の広報紙ですね。そして、その次がホームページのバナー広告、３番目が窓口用封筒ですかね。そして、その次がそれ以外の封筒とか、また少なくはなりますけれども、先ほど言いました公共料金の通知書とか、いろいろとあるのですよ。こういうふうにほかのところも、ほかの市も大変なのでしょう、こうやってたくさんの広告媒体を利用して広告を募集しているということであります。それによって横浜市だったですかね、１億数千万円の、横浜は大きなまちですからね、別府市と全然あれですけれども、１億数千万円出しているそうです。別府市と同じ程度の１０万都市ぐらいのところで大体七、八万件のアクセスのあるバナー広告でもやっぱり、別府市も百何十万かありましたけれども、ここで相当売り上げを上げているところもやっぱりあるわけなのですよね。それから考えると、別府市は世界的にも本当、名の知れた都市でありますし、まさに別府そのものがブランドであると思っております。この別府ブランドをフルに活用して、そしてもっと積極的にみずからが、みずからの力で、というのは市ですけれども、営業努力で広告を獲得していく。そういうことをしたらどうなのかなと思っております。

確かにこの不景気の中で、広告どころではないという企業はたくさんいらっしゃると思うのですよ。でも、これはこの広告を出すことによって地域活性化のためにもなると思いますので、何とか広告を出していただいて、そして、市のものに広告を出しているという信用力を利用していただいて、そして企業の力を発揮していただくのですよというようなことを説明しながら、やっぱりやっていただきたいなと思っております。他の都市では、先ほど言いましたように、本当、いろんな媒体に取り組んでおります。別府市もそれに何とか追いついて、また追い越して、この面において別府市はすばらしいというふうに言っていただきたい、なっていただきたい。

それで、あとは先ほどの電光掲示板がもし設置できることになれば、その電光掲示板も、これは今どこのまちでもありますけれども、よく目につくところがありますけれども、これは民間でもありますけれども、これは非常に有力な広告媒体として活用できるのではないかと思っているのですが、当局は、市はこの辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○政策推進課長（浜口善友君）　お答えをいたします。

先ほど別府市のブランド力というふうなことで御指摘をいただきまして、御指摘のとおりこのブランド力については、我々は大きいのではないかなというふうにも考えておりますし、広告を募集する上でもインセンティブになるものというふうに考えております。

有料広告の制度でございますが、この制度導入に当たりましては、平成１７年度に関係各課とともにワーキンググループを設置いたしまして、導入する広告についての検討をいたしております。現在のところ２種類というふうなことの広告でございます。その２種類についての取り組みを決定したというふうな経緯がございます。今後、新たな広告媒体の取り組みに関しましては、先ほど商工会議所に窓口をとかというふうなことのお話もございました。今後、費用対効果なども含めて、このワーキンググループの中で関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

○５番（松川章三君）　ありがとうございます。ぜひともいろんなことを考えていただき、知恵を出していただいてやっぱり少しでも自主財源を楽にするように考えていただきたいと思います。

私は、一貫して今とり天から、そしてイベントからこの広告媒体について言いましたけれども、これは何を言いたいかというと、私は、別府そのものを全国にやっぱり知ってもらいたい。今、もちろん別府と言ったら、みんな知っています。だけれども、別府に来たら何を食べたらいいのかとか、どこに行ったらいいのだろうかとか、どういうふうなものがあるのですかと聞かれたときに、私自身が実は答えられないというものがあったのです、今まで。だから、こんなすばらしい別府なのにどうしてないのかな、どうして皆さんは別府ならではのものをやっていただけないのかなと考えて、私は随分考えた結果、さっきの観光バスガイドの仕事とかそういうイベントとか考えてきましたので、ぜひとも別府市はより以上に観光都市ですから、お客さんが来てもらって何ぼですからね。このお客さんが来てもらうことを今から原点に立ち返ってやっぱり考え直すべきではないかと思っておりますので、その辺を当局の方々も考えていただいて今後対応してもらいたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○４番（荒金卓雄君）　では、私の方は、初めに議長の許可をいただきまして、質問の順番を変更させてください。１番の別府市の生活保護行政については、４番のプレミアム商品券の総括の後に回させていただきます。

初めに、別府公園の文化ゾーンから質問を始めさせていただきます。

きょうは、ちょっと風が強くて、春一番なのかどうかわかりませんが、もうすぐ桜の季節になります。別府公園は、広いだけではなくて別府市内での桜の名所、お花見の時期になれば家族連れで多くの皆さんが訪れるわけですけれども、いかんせん別府公園の文化ゾーンという地域になりますと、お花見の時期といっても、そこにお弁当を持って子どもを連れて行くという姿は、まず見られないのではないかというふうに思います。私は、この「文化ゾーン」という名前がついている別府公園の一角でありますけれども、これに関してきょうは少し質問をさせていただきたいと思います。

そもそも別府公園の文化ゾーンというのが生まれた経緯、また現在の利用状況、これを御説明ください。

○公園緑地課長（上村雅樹君）　お答えいたします。

別府公園文化ゾーンの経緯ということで、別府公園は、現在開設面積２７．３ヘクタールでございます。整備に着手しました昭和５２年当時は、計画決定面積１９．６ヘクタールということでございました。その後、昭和５７年に施設の充実を図るために２５．４ヘクタールに区域の拡大を行っております。当時、国有地の払い下げに当たりまして、施設の利用計画については供用施設の用地ということで文化ゾーンとして利用計画を行いまして、現在に至っております。

現在の利用状況につきましては、市民のレクリエーションのほかにイベント会場として、またビーコンプラザの臨時駐車場として利用されております。
○４番（荒金卓雄君）　「文化ゾーン」という命名は、今おっしゃったように国有地としての払い下げを受けたときの利用計画として、いわゆる供用施設、美術館ですとか博物館とか、そういう施設になるのでしょうけれども、そういう施設の候補用地というような意味合いで「文化ゾーン」という呼ばれ方が使われたのだと思います。正直、多くの市民の皆さんが、果たして「別府公園文化ゾーン」と呼ばれたときに、あの一角をすぐ頭の中に思い浮かべるかどうか、また思い浮かべたとしても「文化ゾーン」という名前にふさわしい場所として思い浮かべるかどうか、これは大きな疑問だと思うのですね。今、課長がおっしゃったように、現在の利用状況として市民のレクリエーション、またイベント会場、またビーコンプラザの臨時駐車場、こういう３通りをおっしゃいましたけれども、私は、実はもう一つ市役所の臨時駐車場という利用の仕方も実態としてあるのではないかなというふうに思います。特に日中、私どもは正式には別府公園の北側の駐車場に車をとめるのが多いのですけれども、先日もたしか自治委員さんの会合が市役所であったときだと思いますが、駐車場が満車で、多くの方がその上のいわゆる文化ゾーンのところに車をとめていたというのも見ました。ですから、利用状況として別府公園の文化ゾーンとしての実態がどうなのか。
実は私は、一昨年の１２月の一般質問のときに、ビーコンプラザの夜間のイベントがあるとき、臨時駐車場等を利用されている今の文化ゾーンに全く照明がないということを指摘いたしまして、その折、まちづくり観光課の御答弁でありましたけれども、真っ暗な中で３００台近くの車が、それぞれの判断で場所決めしてとめている。退出するときには一気にそれが出ていく。そこで光るのは車のヘッドライトだけという危ない状況にあるということで申し上げまして、まちづくり観光課の方がビーコンプラザの方に交渉して、現在では夜間の照明というのにはまだ不十分ですが、いわゆる工事現場等で使われます「ライトボーイ」というような呼び方のようですが、自家発電の照明を置いてもらって、何とか急場しのぎというのをしていただいていますけれども、しかし、その急場しのぎ、暫定の使い方が、また今度は固定化してきているのではないかというふうに思えるのですね。実際にビーコンプラザ絡みの駐車場の利用というのではなく、文化ゾーンそのものをイベントとして使っているのは、年間どういうイベントがあるでしょうか。
○公園緑地課長（上村雅樹君）　お答えいたします。
現在、１０月に大分県農業祭と同時に開催されております畜産共進会会場として、また１２月には別府市主催のわくわく農産品フェアが行われております。
○４番（荒金卓雄君）　これも延べ日数でいっても、もちろん１週間にも満たない日数だと思います。それに対して臨時駐車場、ビーコンプラザからの要請があってかと思いますが、臨時駐車場として使っている頻度、これはいかがでしょうか。
○公園緑地課長（上村雅樹君）　お答えいたします。
ビーコンプラザでの催し物で、時期により差がございますが、多い月で１０日ほど、年間では５０日ほどを臨時駐車場として利用しております。
○４番（荒金卓雄君）　この利用の日数で単純には比較できませんが、１年間で５０日ということであれば、１年間が５２週ですから、毎週１回は臨時駐車場として使われている。臨時ではなく、専用駐車場というぐらいの位置づけではないかと思います。いわゆる文化ゾーンの利用の形態が、公園としての使い方と臨時駐車場としての使い方の比率といっても、これは日数だけではありませんけれども、実態としては７・３、８・２、９・１というぐらいの割合で使われているのではないかというふうに思いまして、私は非常にもったいない状態に陥っているのではないかというふうに思うわけです。特に今回、去年からで

すが、私が今、都市計画の審議会の一員ということで別府市の道路、また公園の整備計画の見直しということに資料をいただきながら説明を受けながら勉強しておりますけれども、ちなみにこの都市計画審議会の見直し計画の中で別府公園の文化ゾーン、この見直しのプランがあるのでしょうか。どうでしょうか。
○公園緑地課長（上村雅樹君）　お答えいたします。
　都市計画、都市施設の整備・見直し、これにつきましては、今のところ文化ゾーンについての見直しということはございません。
○４番（荒金卓雄君）　見直しの予定もないということは、現状の使い方で継続せざるを得ないというときに、現状の使い方で不整備のままずるずるいくのが、一番問題ではないかと私は思うのですね。臨時駐車場として有効利用が確かにされていますけれども、では駐車場として求められるもの、例えば先ほど言いました夜間の照明、また地面のでこぼこが残っている、またすばらしい松が植わっている地域と、水道局側の平地のところもあるわけですけれども、多くは松林の方が駐車場として使われておりまして、排気ガスなんかの影響も心配されるのではないかというふうに思うわけです。
　そこで、私は今のその駐車場としての利用は継続せざるを得ないというところであれば、使う方、松林の地帯と水道局側の平地の地帯を完全に、むしろ平地の地帯を駐車場としてはっきり位置づけて整備をする、松林の方はむしろゆっくり歩けるような、松のよさを生かすような区別をして整備をしていく、こういうよう使い方の方が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
○公園緑地課長（上村雅樹君）　お答えいたします。
　先ほどから照明がなくて夜は危険というようなこともございますので、照明それから路面のでこぼこ、こういうものの安全対策、また貴重な松を保護する上で松林と駐車スペースとの区分等につきましても、今後検討していきたいと考えております。
○議長（野口哲男君）　休憩いたします。
　　午後０時００分　休憩
　　午後０時５９分　再開
○議長（野口哲男君）　再開いたします。
○４番（荒金卓雄君）　では、別府公園文化ゾーンの件に対して最後に、先ほど課長の方からも答弁いただきましたが、いずれにしても今のままを放置しておくというのが、いつの間にか１年、２年、３年と続くのがいけないということを私は強く申し上げたいわけで、今言いました松林と平地のところを区別して整備するというのを、これも一つの案ということなのです。ですから、そういうこれからの方向づけをはばむものが、予算がないからなかなかいけないのか、それとも現状をもう暗黙でよしとしたいのか、また、公園行政の今後の大きな展望が定まってないのか、その辺は課長にはもう答弁を求めませんが、さっきおっしゃったように松林と平地の部分を区別しての整備にまずは取りかかっていただきたいということで、この質問を終了いたします。
　では次に、電動カートの安全対策についてということをお尋ねします。
　最近、最近といいますか、この１年、２年の間で市内の大きな通りを電動カート、いわゆる電動車いすですとかシニアカー、またセニアカート、こういう呼び方の車をよく目にするようになりました。私の近所の大きな商業施設の方にも、買い物をしに高齢の男性の方が、シニアカーを、電動カートを歩道のところをずっと運転してきて、通常の車の駐車場に入ってきて、決まった駐車場というのはありませんから、大体駐輪場のつもりで玄関の近くにとめて、そこでおりて、お店の中に入って、足の不自由がもちろん少しあるわけですけれども、買い物を楽しんで、手に提げた荷物をそのシニアカーの後ろに荷台、荷物かごがきちっとあるわけですね。また、つえなんかも、つえを差せるようなさやといいま

すか、入れるのもきちっとついて、それで自宅の方に帰る、こういう姿を見るようになりました。

この電動カート、なかなか法律的に正式な位置づけがないのかもしれませんが、現時点での電動カートの位置づけはどのようになっていますか。

○自治振興課参事（糸永雅俊君）　お答えいたします。

電動車いすは、道路交通法の位置付けは歩行者と同じになっております。電動車いすにつきましては、身体障がい者はもとより、最近ではシニアカーとして歩行困難な高齢者の社会参加手段として普及しておりますが、市内での利用者数につきましては、登録義務等がありませんので把握ができていないのが現状でございます。

そこで、電動車いす安全普及協会に問い合わせをいたしました。その結果、電動車いすの出荷台数を調べたところ、平成２０年度末で類型５２万９，０００台と、年々増加しているという状況でございます。また、大分県内への出荷台数は累計で１万５００台とのことであります。しかし、市町村単位での出荷台数は把握していないということであります。そこで、平成２０年１０月１日の流動人口調査をもとに大分県への出荷累計台数を単純に６５歳以上の高齢者数で案分した場合、別府市における電動車いすの出荷台数は約１，１５０台と推測することができます。

○４番（荒金卓雄君）　統計資料がないということで、課長も参事も困っていたようですけれども、よく大分県内、また別府市内の、大まかでしょうけれども、割り出していただきまして、ありがとうございます。

私も実は先週、実際に車いすの電動カートに乗っている方のお宅を訪ねまして、ふだんどういうような利用がされているのかなということをちょっと尋ねてきました。実は電動カートにいつ乗り始めましたかというのを聞きますと、２年前、平成２０年。だからそんなに古くはないのですね。では、どこで買ったのですかというふうに尋ねましたら、取り扱いはもちろん通常のバイク屋さん等でもあるのですが、その方は、介護保険のサービスの一環でレンタルで借りておりますと。結局、高齢者福祉課の方に申し込みまして、紹介された業者の方と連絡をとって、その業者――大分市内の方でした――からレンタルで借り受けて使っている。１カ月幾らと思いますか、参事。これが非常に高ければ、なかなか幾ら需要というか、使いたいというのがあってもおいそれとはいかないわけですけれども、１カ月２，３００円。１カ月２，３００円で借りられるということで、決して高い金額ではない、むしろそういう外出に不便を感じる高齢者の方が、外出の道具として、また社会参加の道具として使う上では、むしろ安い金額だなというふうに思いました。

ちなみにどういうところに乗って行くのですかというのを聞きましたら、まずおふろを挙げましたね、銭湯。近くの町内の銭湯にも乗っていきます。次は病院です。その方は野口原の方にお住まいなのですけれども、新別府病院に、あそこの西別府病院からずっと鉄輪方向に南北に走るところを歩道を頼りに行きますとか、歯医者は秋葉町の方の歯医者に行っているのです。これはかかりつけがあるからやむを得ないのでしょうけれども、勾配差が、野口原から秋葉町ですから、行きはずっと下り、帰りは上りになるわけですけれども、それも歩道がきちっと全部整っているわけではありません。また歩道が整っていても、桜が植わっていたり電話ボックスが途中にあったり、樹木の枝が上の方にかかったり、また何かすると向こうから上がってくる歩行者が、「あなた、ここは歩道だ。通ってはいかんではないか」と、こういう注意を受けたりするぐらいあるというのですよ。また、もちろん御自分で交通量の少ない、人の邪魔にならないようなところということで、別に舗装されてないようなところとか、川沿いの細い道なんかを御自分で見つけて行っているということを聞きました。

もう一個、さらにびっくりしたのは、九州横断道路のトライアルに買い物にそれに乗っ

て行くのですと。もうちょっと、冒険ですね。そして、さらに驚いたのは、御近所にやっぱりちょっと同じぐらいの高齢の婦人の方がおって、外出に不便があるからということで教えてあげた。教えてあげて、トライアルへの買い物に２台連なって歩道をずっと上がっていくのですということをおっしゃっていました。それはもう、この方ももう６０代後半の方ですけれども、それは確かに傍目から見ると危ないなという思いも強いのですが、御本人にとっては４輪ですから、よほどでないと転倒もしませんと。また、下り坂なんかもいわゆる急停車をする場合も、ブレーキを踏むというよりもレバーを離すとぴたっととまりまして、要は車のような惰性で、ブレーキかけても何メートルかはとまらないという心配がないのですということで、非常に便利だということを言っていました。さっき言ったように買い物のかごもある、またつえなんかを差すさやもある。さらに、傘を固定する器材がハンドルのところについていまして、雨が降っていても、どうしても行かないといけないときは傘を差してとかかっぱを着込んで行っていますと。さすがに夜の外出は、やっぱりちょっと控えているということをおっしゃっていました。

　何が言いたいかというと、それぐらい高齢者の方の外出の必需品になっているのではないかなというふうに思うのです。小さい子どもさんとか児童なんかが、自転車があれば行動範囲が広がるように、また高齢の方も買い物に行くときにいわゆる手押し車というのですか、引っ張る買い物カート、そういうのがあれば、手提げで重たい荷物を持たなくても、近くのそういう買い物に行けるというようなのと同様な考え方で広がっている。利用者が増加しているというふうに思います。その方もおっしゃっていました。やっぱりときどき行き交う、同じような車の方がふえていますと言っていましたけれども、こういう予想される利用者が増加するということを、まず行政としてしっかり意識をしていただいているのかどうか。していただいた上で行政ができる、具体的にはやっぱり交通安全というのが先立つと思いますけれども、そういうものに対する取り組み、これはいかがでしょうか。

○自治振興課参事（糸永雅俊君）　お答えいたします。

　高齢社会の進展に伴いまして、電動カートが身体障がい者だけでなく、歩行困難な高齢者のシニアカーとしての利用が増加することが十分予想されます。このような障がい者の方が使う電動カート、あるいは歩行困難な高齢者が使う電動カート、このような事故がどうしても昼間の買い物、おふろとか病院とか、議員が言われましたけれども、そういう形で明るいうちに起こることが大変多うございます。このような事故を未然に防ぐためには、利用者としても安全の確認をすること、また電動車いすのいすの高さが大変低いということで、ドライバーからも大変発見しにくい、こういうような状況があろうかと思います。交通安全対策につきましては、こうした事故原因を踏まえて販売店やレンタル会社等と連携し、利用者に対する安全な通行方法の啓発や交通安全の徹底を図るとともに、交通安全教室の開催や高齢者の体験型講習の参加等を通して、電動車いすの事故防止に努めていきたいと考えております。

○４番（荒金卓雄君）　歩行が困難な高齢者が、そういう電動カートを入手してどんどん外に出る、社会参加、また日常生活において。これは非常に好ましいことですし、またこれからの高齢化社会に向けて、だれもが予想できることですね。ですから、まず私が行政としてお願いしたいのは、そういう方が本当にどのくらいの規模いらっしゃるのか。さっき大体の算出ということで別府市で１，０００台ちょっとですか、あるだろうということでしたけれども、それが自治振興課だけでは把握しがたいという部分もあるでしょうから、例えば高齢者福祉課のそういう介護保険の利用サービスがどのくらいふえてきているのか、そういうような面からも把握していただきたいと思いますし、また今後は市民の皆さんへの周知徹底ですね。さっき言いましたように、一般の歩行者にとってはそういう電動車いすを利用している方は、歩行者にはなかなか見えがたい。だから歩道を行っていると、あ

らっと。また右側通行をしていると、「あなたたち、左ではないの」というような誤解を与えかねないのではないかと思います。
　また、さっき費用の件も申しましたけれども、介護保険を使える方は２，３００円ということですけれども、もしそういう介護保険までの介護度がない方にとっても、購入すればこれは大体定価で三十五、六万円、中古の市場というのもインターネットなどでは紹介されておりまして、それでもやはり二十五、六万円、そういう価格がついておりました。ですから、購入というのは難しい部分があろうかと思いますので、もしそういう利用者がふえてくることに対する行政側からの助成、補助制度、そういうようなこともいち早く取り組めば、別府市が高齢者へ優しいまち、そういう目指している理念にもかなってくるのではないかなというふうに思います。ですから、今後もこの電動カートの動向といいますか、利用者の増、またそういう利用者が無事故で外出が楽しめるようにするにはどうしたらいいのか、こういう部分を研究していっていただきたいというふうに申し上げて、この項の質問を終わります。
　では３番目に、プレミアム商品券の総括と今後についてということを、ちょっとさせていただきます。
　もう１年近く前のプレミアム商品券のことを何を今さら荒金は言うのかというような部分もあるかもしれませんが、実は去年の１１月にべっぷプレミアム商品券の最終報告というのが行われまして、その資料をいただいて、去年の３月、４月と全国的に支給されました定額給付金、これは別府だけでも約１９億９，８００万、これだけの規模の支給がありまして、そのうちの約３１％に当たる６億円をプレミアム商品券ということで消費の喚起、また地域で使えるということで、地域の中小業者の活性化、そういうような目的を持ちまして実施されて、その評価なり、またその教訓といいますか、これをしっかり整理して、次にまたやるようなチャンスが来るのかどうか、はっきりもちろん言いませんけれども、そういうのに備えていくということが必要ではないかというふうに思います。
　今回、まず最終報告されておりますプレミアム商品券への登録事業者数、また売り上げ、換金の実績、さらに商品券を実際に換金したという、恩恵をこうむったといいますか、そういう業者数、こういう数字はいかがでしょうか。
○商工課長（永井正之君）　お答えいたします。
　今、議員さんおっしゃったように、実行委員会は昨年の１１月３０日に最終的な事業報告を受け、解散をいたしてございます。
　最終的なプレミアム商品券の取り扱い事業者数ですが、９４７事業所となってございます。このうち口座振り替え用の登録業者数が６４６事業所となってございます。また、売り上げ、換金実績でございますが、発行額６億６，０００万円に対しまして９９．９％の６億５，９３８万７，５００円となってございます。差し引きの未換金金額というのが６１万２，５００円となりました。それから、利用された事業者数、要するに換金をした事業者数ですが、４６８事業者となってございます。
○４番（荒金卓雄君）　そのような基本的な数字が、今回の報告書に出ているのですが、私はこの報告書の分析を見て、物足りないというのが正直なところでした。例えば、今、課長がおっしゃったようにいわゆるプレミアム商品券を取り扱いをしたいということで登録をした登録事業者数が９４７、そのうち実際に換金をした、要は商品券が手元に残って、それを現金にかえたという事業者が４６８。これはもう単純に割り算しても約４９．４％、半数しか実際の商品券の換金という行動にいっていない。これはよくよく考えたら不思議なことで、登録したけれども、結局全く利用がなかったというケースもあるでしょうし、利用があったけれども、もうそんなにそれを換金するほどの額ではなかった。だから、むしろそれを自分が今度買い物をするのに使って、手元には残さなかったというようなこと。

だから、６億円という規模、また９４７業者が登録をしていただいたという割には、この実際の換金事業者の５０％ぐらいにとどまったということが、もう少し分析をされてもいいのではないかなというふうに思いました。（発言する者あり）
○商工課長（永井正之君）　すみません、打ち合わせが悪くて。９４７業者のうち４６８では、確かに４９．４％になりますが、先ほど申しましたように登録業者、この９４７は参加業者です。支店とかそういうのがありますので、そのうち登録業者は６４６で、そのうち４６８が使われていますので、利用度は７３％になります。その点で、お話をいただきたいと思います。
○４番（荒金卓雄君）　それも、私は把握しております。いわゆる口座の登録業者が６４６ということで、これは登録の９４７からすると６８．２％、その口座登録をした方の６４６から見ると、実際の換金事業者の４６８が７２．４％、こういう把握ですが、これは、この割合が結局高かったのか、期待ほどはいかなかったのかというところの分析、理由の把握が必要ではないかなというふうにも思うのです。
　いただいた業種別、小売業、サービス業、飲食業、こういうものの別の売り上げ、換金金額の割合も出ていますね。一番多いのが、やはり小売業です。小売業が全体の６７％。２番目がずっと落ちまして、自動車関連業、これが１４％、その次が燃料、これはガソリンスタンド等の、これは５％、もう１けた台にずっと落ちます。ですから、期待されたというか、別府の中で多いのでしょう、サービス業、建築関連、また飲食業においては２％という金額になるのですね。だから、この辺も私は大型店に流れたとか、また中小のところにとどまったとかいう問題点も、今まで議会でも指摘されていますけれども、それとは別にもうちょっと業種別の分類がもう少し細かくされてもいいのではないかなというふうに思いました。さらに、いわゆる業種別の換金をした業者数で割った、要は１件当たりの換金額、売上額というふうに考えてもいいかと思いますけれども、それが一番高いのは、これは自動車関連業なのですね。１件当たりの単価が約５００万、こういう金額が出ています。１事業所といいますか、１事業主ですね。ですから、もちろん商品券の販売の上限撤廃をして、案外高額な商品券を持って、日ごろ買いたいと思っていた自動車の購入に充てたというようなこともあるのでしょう。そして小売業は１件当たりのでいくと３位になりまして、逆に１件当たりの単価では２位にあるのが、ガソリンなんかの燃料関連業ということになる。これは余り事業種の数がそれほど金額の割には多くないというようなこともあろうかと思うのですが、このような分析が、この報告書の表からはなかなか見えてこないのですが、そういうのは実行委員会の最終の話し合いの中でやっぱり案外指摘等があったのでしょうかね。
○商工課長（永井正之君）　お答えいたします。
　まず、この分析方法なのですが、プレミアム商品券は別府市で初めて発行いたしまして、何にどういうふうに整理をしていくかというところで一番参考にしたのが、平成１１年の地域振興券というのを発行させていただきました。そのときに、これは別府市が取りまとめた経緯がございまして、その取りまとめ方を今回採用させていただいて、このような取りまとめになりました。細かい分析は、私どもも事務レベルでは行っておりますが、最終的な報告書は、平成１１年の地域振興券の取りまとめの方式で行いましたので、議員さん御指摘のように、もうちょっと細かい分析というのは当然必要であろうというふうに思ってございます。
○４番（荒金卓雄君）　例えば各事業主の方が、このプレミアム商品券の販売に合わせて恐らくいろんな企画、商品を新たに、サービス商品を設けたり、そういうのがあったと思うのですよね。そういうもの、売り上げ、例えばベスト５ですとか、そういうようなのを把握して、商品券とはいいながらも、結局可処分所得がある程度ふえたときに、消費者は

どういう企画に足を運ぶのかという把握の参考になっていくのだろうと思うのですよ。そういうものがされずに、表面だけの分析に終わっているのがちょっともったいない。またもうちょっと言えば、例えば今回のプレミアム商品券で恩恵を受けたのが大きい事業主といいますか、売り上げが単純に大きいというだけではないとも思いますけれども、そういう方を、例えば今後の実行委員会、２回目をやるとかいうような話になったときに、そういう実行委員会に巻き込んでいく。そういうようなことも可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○商工課長（永井正之君）　お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、こういう機会にやはりマーケティングというのが必要であろうというふうに反省をいたしてございます。今回の場合は、準備期間が大変短うございました。また諸問題もございまして、協力体制もなかなかスタート時にはとりづらいという点もございまして、本来なら登録事業者さんにいろいろなお願いをしたかったのですけれども、結果的にそれができずに、詳細についての報告が、最終的な報告は受けてないというところで、分析もこの程度までということで、次回はどうなるかということは、私の立場では何とも言えませんけれども、今後もしこういうことがあれば十分準備期間を設けてマーケティング等にも努めたいなというふうに思ってございます。

○４番（荒金卓雄君）　今おっしゃる準備期間がなかなか十分ではなかった、この辺も去年のプレミアム商品券のスタート時にこの議会でも何名かの先輩議員が指摘をしております。行政リードで行き過ぎたのではないかとか、そういう地元の業者の方の積極的な取り組み姿勢がどのくらいあったのかというようなこともあったかと思います。

そういう中で、定額給付金の第１回目の別府市の支給が４月２３日です。それからゴールデンウィークを挟んで本格的になったわけですけれども、大体ほかの市町村はそういうタイミングに極力合わせるような商品券の企画をやってきている。また、これはほかの都道府県もそういうニュースが出ていましたけれども、別府市では商品券の発売初日が５月３０日、１カ月以上たってからの取り組みであった。その辺、もちろん御苦労はいろいろあったとは思います。私も今回のこの報告書の中の、さっきの分析とアンケート、もう１個、収支の決算の報告という三つが主にあるようですけれども、アンケートのところはいろんな意見がありますから、そこを私は余り触れませんが、収支決算の報告を見まして、もともと予算額が１，９００万を事務費として支出予定、それを別府市が丸抱えしたということも、もちろん批判を受けた部分ですけれども、その事務費の中で、これは印刷費ですとか広告宣伝費、またいわゆる本当の消耗品とか事務所の家賃とか、そういう事務費という三つに分類されているようですが、一番予算と決算額の差額、予算よりもオーバーしたのが広告宣伝費なのですね。私なんかも、あれだけ広告宣伝をしたわけですから、当初の見込みと実際に状況を見ながら広告宣伝に費用をかけざるを得なかったというようなところがあるかと思うのですが、例えば広告、新聞等の折り込みなどが予算額が１８万でしたのが、決算としては６２万５，０００円、約４４万５，０００円もオーバーしているとか、また加盟店の一覧表というのを商品券を買うときに一緒にいただきましたけれども、これは予算の段階ではゼロ。ですから、当初は市のホームページとか商工会議所のホームページでオープンにすれば、この辺ももちろん費用の節約というところもあったのでしょうけれども、やっぱりお客様が商品券を手にすれば、どこで買えるのかというのが、やっぱり手元で見ないと役立たないということで、急遽やはり６８万円という加盟店の一覧表の印刷物をやらざるを得なかったというところがあるのです。この辺の、トータルでは１，９００万の予算から１６７万決算マイナスで、節約してのものになっていますが、明らかにこの広告宣伝費や印刷費のある部分では大きく出ています。その辺の原因。それが実行委員会等で詰めていく上での時間の不足とかいうのもあるのでしょうけれども、その辺は

どう考えられていますか。
○商工課長（永井正之君）　お答えをいたします。
　今、議員さんもおっしゃったとおりで、広報関係が当初はそんなにインターネット、また市報等で十分やれるだろうというふうに踏んでいたのですけれども、実際はテレビ等での放映、それから紙媒体でのお知らせ、そういうものを収支をさせていただいて、結果的にちょっと予算を、当初予算計画よりもかなりオーバーしたという現実はございます。それでも市民の方からは、知らなかった、宣伝不足だったという御意見もいただいてございます。
○４番（荒金卓雄君）　もうこれ以上は申し上げませんが、次の２回目のチャンスがあれば、ぜひ行政として後押ししてやっていきたいという思いがあるのか。また、どういう課題を乗り越えなければいけないのか、その辺の認識はどうでしょうか。
○ＯＮＳＥＮツーリズム部長（古庄　剛君）　お答えいたします。
　今回のプレミアム商品券の発行につきましては、何分にも初めての大がかりなプレミアム商品券というような発行でございまして、準備不足の感というのは否めない面があるのではないかというふうに反省いたしております。その中で、今後再度プレミアム商品券を発行するのかということにつきましては、今回、今年度実施しました負担、いわゆる小売業界等の負担がゼロだというようなところの部分で、議会等からも厳しい御指摘をいただいておりますので、今年度実施した枠組みでのプレミアム商品券の発行というのは、なかなか難しいのではないかというふうに考えております。そういうことから、今後につきましては、この負担割合等を関連業界などに数%、わずかでも負担していただくというような中で、小売業界、商工業界等のニーズがどのくらいあるかというようなことも精査する中で、今後発行していくかどうかにつきまして、内部で十分検討していきたいというふうに考えております。
○４番（荒金卓雄君）　ありがとうございます。次のチャンスのときには、私はぜひもっと積極的に、地元の方も力を合わせてやってもらいたいというふうに思っております。
　では、この項の質問のを終了いたしまして、次に、別府市の生活保護行政についての質問に入ります。
　この２年近くの急激な景気の悪化また雇用の悪化、こういう中で、どこの市町村も生活保護の申請また受給、これがふえている。最後のセーフティネットと言われるものですから、多くの方がどうしても病気で、また失業で収入の手だてがないというときには、相談に来て認定を受けている動きがふえていると思いますけれども、この３年間ほど、平成１９年、２０年、２１年の被保護世帯数、人員数、いわゆる保護率、この推移はどうでしょうか。
○社会福祉課長（亀井京子君）　お答えいたします。
　年々保護率等はふえておりますけれども、２月までの月平均として保護世帯数２，７２９世帯、保護人員３，４５３人、保護率２８．４パーミルとなっております。
○４番（荒金卓雄君）　いただいた資料で見ますと、保護率で申し上げると、１９年度が２５．４９、平成２０年度が２６．２４、また平成２１年度がさらにアップしまして２８．４７という保護率に上がっております。また保護世帯数、保護人員数も、今報告を受けたような結果ですが、これもこの３年間、２年間、上昇しておりますね。
　もうちょっと踏み込んでですけれども、いわゆる保護を認定する、また申請する、そういう保護認定の開始理由、またこれとは別に保護から辞退する、廃止というのですか、その方もいらっしゃるのですが、主な開始理由、主な廃止理由、このあたりはどうですか。
○社会福祉課長（亀井京子君）　お答えいたします。
　開始理由は、世帯主の傷病による収入減、手持ち金の減少、老齢による収入の減少等が

主な理由となっております。また廃止理由では、死亡、稼働収入の増加、社会保障費の増加、転出等が主な理由となっております。
○４番（荒金卓雄君）　時間がないので少し質問もはしょりますが、生活保護の場合は何々扶助というのが８種類ございます。いただいた資料で見ましても、圧倒的に多いのが、やはり医療扶助。これはもちろん生活保護の申請をする原因が病気というのももちろんあるのでしょうし、高齢の方、ひとり住まいの方、介護が必要な方というような方がどうしても構成上ふえて、医療扶助も高くなっている。それが５７．２％ですね。その次に多いのが生活扶助ということで、基本的な衣食住、また光熱費等の部分でしょうけれども、これが約３０％というふうになっております。その幾つかの中に葬祭扶助費というのがあります。これは、私なんかもこの３年間、そういう生活の苦しい方からの御相談を受ける中で葬祭扶助というのを、そういうのがある、また利用してお葬式を生活保護の中で、制度の中で受けるというのは知っていますけれども、葬祭扶助の具体的な運用、また葬祭扶助ということですから、亡くなったのが原因で葬祭扶助を受けるということでしょうけれども、その葬祭扶助の３年間の実績、これはいかがですか。
○社会福祉課長（亀井京子君）　お答えいたします。
　１９年度支給件数１１１件、１，６８７万１，０００円、２０年度支給件数１１０件１，９６８万１，０００円、２１年度は２２年２月末現在でございますが、支給件数６５件１，０３５万円となっております。
○４番（荒金卓雄君）　そのような葬祭扶助が、私もいろんな葬儀屋さんとお話をしたりする中で、一つは福祉葬というのが、ちょっと葬祭屋さんとやり取りするのがあって、ちょっと課長にも少し伺ったり、また社会福祉協議会の方にも出向いて伺いました。私なんか、普通に考えると、生活保護を受けていて生活が厳しいという中でお亡くなりになって、今度身内の方が最後のお葬儀をお世話する。また、身内がいらっしゃらない場合は町内の御近所の方、また民生委員の方、そういうケースもあるようですし、まれに身内は遠方におるけれども、もう御本人とは疎遠になっているのだ、亡くなったという連絡を受けても、残念ながらそれに来ないというようなケースもあるようですけれども、その福祉葬というのが、もともとは生活保護とはちょっと別の考え方で、葬式をしたいけれども、手元にお金がないということで、社会福祉協議会の方が大分以前これをスタートさせているようですが、何とか最低限の葬祭内容で葬祭社と交渉、仲立ちになって行っていたということがあったようです。ところが、これは２年前にもう実質利用者がいないということで制度を取りやめたというのも聞きました。それで、逆に生活保護の方が亡くなったときに葬祭扶助というのが、私なんかのちょっと認識不足があったのですが、その方の最後の生活保護の扶助費ということで、身内の方がいらっしゃったとしても、お葬式に生活保護の方から費用が出るというふうに受け取っていたのですが、ちょっとその辺の認識の浅さが、課長と話す中でありまして、改めて葬祭扶助の実際の申請者、また申請の考え方、そこをちょっと御説明願いますか。
○社会福祉課長（亀井京子君）　お答えいたします。
　生活保護法では、日本国憲法第２５条に規定する理念に基づき事務を取り扱っておりますけれども、最低限の生活を保障するということになっております。そこで、生活保護を受けている方がお亡くなりになった場合は、５９条の方に、「被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない」ということになっておりますので、そのお亡くなりになった時点で葬儀をしていただく方との御説明になるかと思います。
○４番（荒金卓雄君）　ちょっと説明が難しいところだと思うのですが、要は御本人にとっての生活保護はもうなくなったということで完全に終了、あとは身内の方がお葬式をするときに、その身内の方の資産状況が非常に厳しいというときに、お葬式代が出せないと

いうときに、その身内の方が葬祭扶助を申請するということですね。葬祭扶助を申請する限りは、その身内の方も生活保護の申請者と同じ経済的な困窮度が求められる、その資産調査をきちっとした上で葬祭扶助の許可といいますか、それが出るということですね。

１個だけ。万が一生活保護と同じレベルの調査を受けたときに、認定ということになった場合には、その方ももちろん当然普通の生活保護を受給できるという考え方でよろしいのですかね。

○社会福祉課長（亀井京子君）　はい、それで結構です。

○４番（荒金卓雄君）　ありがとうございます。ちょっと質問が残りましたが、もう時間が来ましたので、以上で終了します。ありがとうございました。

○１８番（野田紀子君）　順番どおり一般質問をさせていただきます。

まず、特別養護老人ホームの増床、増設についてお願いをいたします。

札幌でグループホームが火事になりまして、７人の方が亡くなっております。お悔やみを申し上げたいと思います。

このグループホームは、設備も不備な面が多く、当直も職員が１人、消防署の勧告も聞かなかった、聞かない施設だったということですけれども、行政は余り指導もしていなかったようでありますし、雨後のタケノコのようにこのような施設がふえていくのは、高齢者の生活を危険にさらすことではないかと思います。民家を改築してつくってもよく、身近な地域に家庭的雰囲気のホームという建前の大きな落とし穴を見た思いがいたします。人ごとではないと思うのですね。特養ホームは、何といっても絶対数が足りませんから、待機者は施設をあれやこれとえり好みすることはできないでおります。特別養護老人ホームの待機者が、全国で４２万１，２５９人で、その介護度別と現在どういうところに住んでいるか、在宅かどうか、どんな施設にいるかということを、厚生労働省が調査をして結果を発表しております。これは２００８年４月以降に都道府県が調査したものを、厚労省が去年１２月時点で集計し発表したものでございますが、別府市においては、この待機者数はどうなっているでしょうか。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

平成２０年８月の時点で市内８カ所の特別養護老人ホームの待機者数は７５２人となっております。これは、市内各施設の合計のため、複数施設の申し込み者を含んだ重複した数となっております。平成１９年７月時点では１，１４９人ということでしたので、３９７人減少しております。

なお、ことしの１月に厚労省が全国の待機者を約４２万人と発表いたしました。この基礎になっております大分県の待機者４，２９８人から推計いたしますと、別府市の待機者は４６８人というようなことになります。

○１８番（野田紀子君）　別府市の特養の定数が４６７床で、２３年度末までに４０床を増床する予定ですから、合わせて５０７床になります。この推定値４６８人に対して４０床の増床ですから、競争率約１２倍になります。９月議会のときからこの増床４０床に、ユニット型個室ばかりではなくて、２人以上の、４人くらいまででしょうか、お年寄りが入るというアイデア、多床室と申しますが、つくっていただけるよう提案をしてまいりましたが、２３年度末までにこの多床室の扱いはどうなるのか、計画があったら教えてください。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

基本的には、整備する施設側の方で判断されるということになります。特別養護老人ホームでは、平成１５年４月から４人部屋主体の居住環境を改善いたしまして、集団処遇型ケアから個人の自立的生活を支援するケアを提供するユニット型が導入されております。そのため、国において平成２６年度における特別養護老人ホーム個室ユニット化の割合を

７０％とすることが目標として設定されております。
○１８番（野田紀子君）　この特別養護老人ホーム、特養に現に入っている方の大体６割から８割が、住民税非課税の低所得者です。このユニット型個室というのは、多床室よりも月に１万５，０００円から５万円ぐらい多くの部屋代の負担ができます。国の言うとおりに部屋代、負担の軽い方の多床室が３割、居住費の負担の多いユニット型個室が７割になってしまったのでは、もともと生活保護受給者は、この個室というのは最初から入れないということになっておりますし、これから先、低所得者は介護難民になってしまいます。このことは、過去の議会でも何遍も申し上げましたけれども、県全体のゴールドプランでは、この個室あるいは多床室はどのような計画になっているでしょうか。
○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。
　豊の国ゴールドプラン２１では、平成２０年度の現況といたしまして、定員５，０２５人に対して１，２８１人が個室ユニット、従いまして、ユニット化の割合は２５．５％と報告されております。施設の増改築に際しましては、多床室に対する地域のニーズ等も考慮しながら個室ユニット化を推進することとなっております。また、施設の個室ユニット化の推進のため、施設の新築・増築整備は、個室ユニット型を原則としており、また老朽施設については、個室ユニット化による改築・改修を促進するということになっております。
○１８番（野田紀子君）　それでは、別府市のゴールドプランではこの点、どうなっておりましょうか。
○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。
　別府市におきます第４期介護保険事業計画の中には、具体的に介護保険施設の個室ユニット化や多床室については、盛り込まれておりません。
　なお、別府市におきまして、平成２１年１２月末現在で介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設におきます個室ユニット化の割合は１２９人、全定員の２７．６％となっております。
○１８番（野田紀子君）　別府市のゴールドプランでは、ユニット型個室をうたってはいないのだけれども、県の方で多床室には補助金を出さない、ユニット型個室にだけ出すということで、その実、別府市のゴールドプランが実行できないような羽目になっております。県にこの補助条件を改善するように要求してくださいということで、９月議会にお願いをしました。市長と部長からすでに御答弁をいただいております。市長は、「地域のニーズ等を勘案してユニット個室を進める」、部長は、「この次の第５期介護保険計画等の中、ゴールドプランの中で検討する」との御答弁をいただいております。
　少し調べたのですけれども、多床室――相部屋ですね――の補助金を出すようになった自治体があります。この補助金、そもそも県段階あるいは中核市以上でないと来ないと思うのですが、この自治体があります。東京都が、平成２１年度から多床室の増設、また２２年度からは多床室の新築についても補助を出します。川崎市、千葉県、岡山県も同じように補助をいたします。いろいろな施設、いろいろな部屋があって、高齢者が介護を受けつつ余生を穏やかに、経済的には安心して暮らせるようにするのが、本来の特養ホームではないかと思うのです。
　国の言う７割をユニット型個室にするということが、このような事実から見て、どこの地域でもニーズ、いわゆるニーズには、行政のニーズにも、また地域住民のニーズにも合っていないというのがだんだんはっきりしてきております。新年度になりましたら、また各県の予算も公表されますから、大分県とも比較し、県に対しての要望についても、また引き続き議論をしていきたいと思います。
　特養ホームの増床４０床というところに待機者が４６８人いるのではないかということ

が、今回、この４６８人は推計ではありますけれども、明らかになりました。この数字から見て、待機者がどんなにあがいても到底全員が入れるものではありません。このことで実は電話がございました。その方は、先々特養ホームにもうとても入れそうにないから、できるだけ介護を受けないように、受けるのをできるだけ先に延ばせるように、介護を受けるならできるだけ長く自宅で受けたい。もう本当に切実な話です。「どうしたらそうなれますか」とおっしゃいます。年をとるのをとめるというわけには到底いかないのですけれども、介護保険者、保険者は市でありますのに、介護保険法で国、県、そして民間の企業に別府市はまさに翻弄されているように見えないでもありません。

毎年介護の予算は膨張しております。今、介護の予算を減らして、ひいては介護保険料を引き下げ、また特養の待機者もこれ以上ふやさない、できるだけおうちで暮らしていただくようにするためには、介護予防事業が以前から取り組まれております。端から見ている人たちは、ちょっとばかり集まって体操をして、どうして年をとるのがといいますか、体が不自由になるのをとめられるかと疑っているようではあります。ですけれども、最近はマスコミでお年寄りの体操というものが再々取り上げられるようになっております。ひざが痛いという人には、ひざの回りの筋肉を、いすから足をちょっと上げるとか下げるとかいうことを毎日３分でいいから繰り返したら、ひざの痛みはなくなる。ひざが痛まないようにひざの回りの筋肉が強くなるというのが、数値をもって示されております。ですから、簡単なことのように見えても、この介護予防事業というのは、もっと続けるべきではないかと思うのですが、現在、この介護予防事業はどうなっているでしょうか。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

生活機能評価という、健康診断みたいなものなのですが、その健診によりまして、要支援、それから要介護状態になるおそれがあり、介護予防事業の利用が望ましいと判定されました高齢者の皆様方を対象にいたしまして、介護予防教室を実施しております。週１回で３カ月にわたりまして延べ１２回、市内４会場で、前期・後期の２クールで実施中でございます。内容は、運動が自宅でできる体操や機能の向上を目指したプログラム、それに栄養改善、口腔機能の向上のメニューが加わったものというものになっております。そのほか、お元気な高齢者の方々を対象にいたしました介護予防や健康づくりに関する基本的な知識の普及啓発のため、ワンポイントさわやか塾を市内の５カ所の地区公民館で開催しております。また、スポーツ健康課との共催で、ゆったりストレッチ教室を同様に市内５カ所の地区公民館で実施しているということでございます。

○１８番（野田紀子君）　それでは、その参加状況あるいは介護予防教室の成果・効果の評価はどうなっておりますでしょうか。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

対象となります高齢者の方々に個人通知を行いまして、前期は４会場、定員５５人のところを参加者は４３人、後期は７２人で、現在教室開催中でございます。

成果についてでございますが、生活運動能力の目標達成度及び初回と最終回での運動能力、主観的健康観、基本チェックリストの状況、痛みの有無、自己評価などの評価指標により、本来であれば前期・後期合わせて教室の評価をしたいというふうに考えておりますが、すでに終了いたしました前期の教室の結果といたしましては、運動能力のうちバランス、柔軟性、複合動作能力、歩行能力すべてにおいて維持・改善が見られております。特に複合動作能力、歩行能力が大きく改善しておりまして、とりわけ７５歳以上の後期高齢者の方々の改善が著しいとの結果を得ております。

○１８番（野田紀子君）　例えば筋力トレーニング。ほんの単純な動作のようですが、筋力アップやバランス練習をすれば、寝たきりの原因になる転倒防止になります。そうすれば、寝たきりの人の介護給付費は要らなくなるというわけです。先日、私もこの介護予防

教室を見学し、参加をさせていただきました。中央公民館の畳の間でありまして、１５人ほどの参加で指導者が来られるわけですが、一人一人細かく行き届き、運動機能の向上を目指すというのは、負担にならない、本当に簡単な体操でございましたが、日ごろ動かさない部分が伸びるようによく考えられていました。栄養指導も、高齢者が利用する既製品のお総菜がありますが、その既製品のお総菜でたんぱく質やビタミン類がとれるよう、わかりやすく指導がありました。地区公民館にはいろんなサークルがありますけれども、介護予防が必要な高齢者には取っつきにくいところがございます。だれでもできる介護予防教室で介護を受けずに済むようにしっかり体操などを覚えていただきたいのですが、国の予算では介護予防事業は費用対効果が明確でないといって、事業仕分けの対象になったと聞いております。でも、高齢者の健康をどの程度維持できたかなどということは、１年や２年で数値化できるものではありません。そんな非科学的な話はないと思うのです。高齢者の健康のための予算、しかもこれは本来医療福祉の予算で、保険ではなかったものを介護保険財政に組み込んだのですから、それを廃止するということはますます許せないことと思います。

介護予防教室に参加したら、みんなぴんしゃん暮らせるとＰＲを強め、参加者をふやし、教室を充実していただきたいと思いますが、来年度の取り組みはどうなっておりましょうか。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

先ほどお答えをさせていただきました分に関しましては今年度から取り組みました事業ですが、昨今の介護保険を取り巻く状況を考えたときに、この介護予防事業が果たす役割とかは非常に大きなものになるだろうというふうに我々は考えまして、来年度の介護予防教室につきましては、会場数を４カ所から７カ所にするとともに、教室の回数も２クールから３クールに拡充する予定にしております。

○１８番（野田紀子君）　１９日にこの介護予防教室の発表会と申しますか、文化祭でいうとフェスティバルのようなものをされるというふうに聞いておりますが、日時とか教えてください。

○高齢者福祉課長（松永　徹君）　お答えいたします。

ことし、そういったことで介護教室に参加された方々を対象にいたしまして、今まで興味がなかった方、あるいは参加したいのだが不安がある方、そういった方々を中央公民館の方にお招きいたしまして、一応今のところ４００名程度で予定をしております。３月１９日、金曜日になりますが、午後１時半から介護予防教室でどういったことが行われていたか、あるいは参加された方々のお話を皆さんにお聞きいただきたいということで、そういったようなイベントを予定しております。

○１８番（野田紀子君）　では次に、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

私ども日本共産党は、国会ではこの後期高齢者医療制度は、７５歳以上の高齢者を差別する医療であるということをまず第１の理由として廃止を要求してまいりました。ところが、今回、２０１３年４月に６５歳以上を国保に加入させる制度にするなどして廃止をするということが報道されておりますが、これはどのようなプロセスで変わっていくものか、わかったら教えてください。

○保健医療課長（伊藤慶典君）　お答えいたします。

新聞報道等で御存じかと思いますが、現在、国の厚生労働大臣主催の高齢者医療制度改革会議において、この医療制度の改革について検討されているところです。今後の日程としましては、平成２２年夏に中間の取りまとめ、意識調査の実施、地方公聴会の開催を経て、平成２３年１月の通常国会に法案を提出、法案成立後、政令・省令の制定を行い、コンピューターシステムの改修、実施体制の見直し、準備、広報を行い、平成２５年４月か

ら新しい高齢者医療制度の施行という形で計画されております。
○１８番（野田紀子君）　それでは次に、後期高齢者医療制度の保険料と窓口負担の医療費の減免制度があったはずでございますが、この実績を教えてください。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　医療費の一部負担金の減額免除等につきましては、これまでのところ一件も申請等はいただいておりません。
○１８番（野田紀子君）　申請が一件もないということでございます。この医療制度、後期高齢者医療制度というのは、もともと大変わかりにくい制度で、申請するということすら思いつかないということもあるのではないかと思うのです。この減免制度ということではないのですけれども、私も去年、７５歳未満で障がいを持った人を、国保から後期高齢者医療制度の方にかえて、医療費と保険料の負担の軽減をしていただきました。これもやはり教えてもらわなくては、御本人はかわるということがそもそもわからなかったわけです。保健医療課と障害福祉課、保険年金課と御協力をいただきまして、無事この人は医療費をずっと負担を軽くすることができております。こんな申請もなかなか複雑で、御本人はまだ余り理解できないようではございました。このような制度の解説とか、あるいは軽減制度などをわかりやすくＰＲを進めていただきたいのですが、いかがでございましょうか。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　平成２０年度の４月よりこの制度が始まってから、別府市内に私どもは直接出かけていって説明をさせていただいたところで、５０団体ほどに説明をさせていただいたところです。ただ、年度の途中におきまして制度の改正が行われたりして、パンフレットをつくっても、また１カ月後には違う状況になったりという形で、広報する側としては非常に難しい状況がありました。今後、平成２４年まではこの制度が続いていきますので、利用者の皆様が不便しないような形で広報を考えていきたいというふうに考えております。
○１８番（野田紀子君）　では、ＰＲの方をよろしくお願いします。
　続いて、予防接種をお願いいたします。肺炎球菌ワクチンについて、お伺いをいたします。
　お年寄りの死亡の原因として肺炎というのは、結構上位の方になります。高齢になるほど割合は高くなりますし、また高齢になるほど体の反応も鈍くなって、肺炎になっても熱を出さない。何かぐったりして元気がないというようなことで、いよいよ重症になって肺炎だというのがわかるということが大変多うございます。この肺炎の原因の半分近くが肺炎球菌によるもので、ワクチンが効果的であるということを以前も聞いております。肺炎球菌ワクチンというのは、どのようなもので、どのように接種をするのか教えてください。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　お答えいたします。
　肺炎は、日本人の死亡原因の第４位ということで、高齢者の肺炎の半数近くがこの肺炎球菌であると言われております。肺炎球菌は、体力が落ちているときやお年寄りなど免疫力が弱くなっているときに病気を引き起こし、肺炎などの感染症のほかにも中耳炎や髄膜炎などを引き起こす場合があります。肺炎球菌には８０種類以上の形がありまして、肺炎球菌ワクチンの接種で、そのうちの約８割に免疫をつけることができると言われております。ワクチン接種は、昨年より外国と同じような形で免疫効果の関係で、生涯１回であったのが五、六年間隔で複数回接種が可能ということに変わっております。接種に当たっては、法的に根拠がなく、個人の希望により接種する任意の予防接種として全額自己負担、金額にしますと６，０００円から９，０００円ということになっております。また、子どもにおいては、特に２歳以下で細菌性髄膜炎の原因でもあり、平成２２年２月ですが、小児用肺炎球菌ワクチンが発売・接種されるようになりました。年齢により接種回数が異なりますが、大人と違って小児用になりますと、通常４回接種、１回が１万円程度と聞いて

おります。
○１８番（野田紀子君）　これ、肺炎球菌ワクチンということは、全国でどのように公費助成がされているのか。公費助成してくださいという運動があるということは聞いておりますけれども、実施状況はどうでしょうか。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　お答えいたします。
　平成２２年１月末現在、全国で約２００の自治体が公費助成を行っております。県内におきましても、臼杵市、豊後大野市、由布市の３市が、昨年の新型インフルエンザの影響もありまして、高齢者を対象に昨年、平成２１年１０月より公費助成を実施しております。助成額は、全額ではなくて２，０００円から４，０００円程度の一部補助という形になっております。
○１８番（野田紀子君）　別府にもたくさんのお年寄りがおられるわけで、別府のお年寄りにもその一部負担などでも公費助成をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　肺炎予防のためには、まず予防という観点が必要かと思います。この予防に関しましては、これまでも実施してきておりますが、健康診査や健康教室等の実施で皆様方に健康意識の高揚を図っていきたいというふうに思っております。
　公費の助成につきましては、今後、国の動向等を見ながら検討していきたいと思っております。予算的にいいますと、例えば７５歳以上の方に一律３，０００円の補助をした場合、別府市の場合、約４，８００万円の予算が必要になってくるというふうに考えております。
○１８番（野田紀子君）　では次に、Ｈｉｂワクチンについてお伺いをしたいと思います。
　このＨｉｂワクチンというのが、初期のうちは風邪と見分けがつかないで、症状が急激に悪化する、さらに抗生物質も効かないという乳幼児髄膜炎を予防するワクチンと聞いております。このＨｉｂワクチンの接種など、どのようにされるのでしょうか、教えてください。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　お答えいたします。
　小児の死亡や重大な後遺症を残す重症な病気に、細菌性髄膜炎があります。この病気を引き起こす原因となる細菌をヘモフィルス・インフルエンザＢ型菌、通称Ｈｉｂと呼んでおりますが、これを予防するワクチンを「Ｈｉｂワクチン」というふうに呼んでおります。ワクチン接種は、生後２カ月から接種が可能で、開始する年齢により接種間隔、回数が異なります。通常の場合、生後３カ月から開始して４回の接種が必要というふうに言われております。
○１８番（野田紀子君）　では、今はどのように具体的な接種の方法はされているのでしょうか。
○保健医療課長（伊藤慶典君）　日本では、昨年の１２月にワクチンの発売が開始されました。予防接種法による定期の予防接種と位置づけられていないため、現在では任意接種となっております。ワクチンの量が十分確保されていない状況でありますので、医療機関においては事前の予約をして接種していただくというふうになっております。接種費用は自費となりまして、医療機関によって異なりますが、１回７，０００円程度ということで聞いております。
○１８番（野田紀子君）　この細菌性髄膜炎というのは、かなり重症でありまして、若いお母さんたちにはこれは大変恐ろしい病気だと思われております。
　去年の１０月ごろ、私ども、厚生省などにいろんな政府交渉に行きましたのですが、そのとき、国会陳情をしているバギーカーの集団に行き合いました。バギーカーというのは、いわゆる乳母車ですね。それを四、五十台連ねた若いお母さんたちが、国会議員のところに陳情に来るのです。「あの集団は何」。Ｈｉｂワクチンとは何かと思ったぐらいなので

すけれども、それほどにバギーカーを押して、Ｈｉｂワクチンを公費にしてくださいという要求のために東京まで、国会議事堂にまで出かけてくるというほど、親にとっては怖い病気、予防できるものなら予防していきたいというＨｉｂワクチンでございます。年間６００人以上、あるいは１，０００人以上とも言われておりますが、子どもが髄膜炎にかかって、患者の７０％というのが０歳から１歳までの乳児です。死亡は５％で、２０から３０％にてんかん、難聴。難聴とは、耳が聞こえなくなるのですね、発達障がいの後遺症が残ります。肺炎球菌及びＨｉｂワクチン接種への公費助成、定期接種化という意見書が、１２月定例議会、１０６の議会でこの意見書が議決をされております。公費助成が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊藤慶典君）　このＨｉｂワクチンの接種が普及した国では、Ｈｉｂによる重症感染者は消滅したと言ってもよいほどの効果があるとされております。ＷＨＯは、１０年前、１９９８年、乳児への定期接種の実施を世界各国に勧告しております。効果や必要性については、私どもは十分理解をしているところであります。大分県内の市町村で単独補助をしているところは、現在はありませんが、由布市が、ことしの４月から１回３，０００円程度の補助を計画しているというふうに聞いております。

　今後、補助対象にしていくかどうかというのは、先ほどの肺炎球菌と同じように国の動向等を確認する中で検討していきたいというふうに考えております。

○１８番（野田紀子君）　国へも県へも、要求をしていきたいと思います。

　続いて、市立図書館計画についてお伺いします。

　市立図書館については、１２月議会では、市立図書館をこれからどうしますか、建てますかということでは、将来的には新しい図書館が必要だと認識をしているとの御答弁をいただいております。別府市立図書館は、私の聞いた限りでは常にほかの建物に間借りをしてきたようにあります。図書館としての施設ではなく、常に間に合わせになっていたのではないかと思うのです。肝心の本代、図書購入費は、人口１０万以上１５万未満の自治体では、ずっと最下位を占めております。市民の知る権利を保障し、市民の生涯教育を支えることができていないから、図書館をもっとよくしてという要望が市民の皆さんから常に強く寄せられるのではないかと思うのです。駐車場がもっと広いのがいいということから、本が少ないというのはもちろんのこと、図書の購入方法からサービスなど、図書館の運営にもさまざまな要望と指摘が、市民の皆さんからされております。議会でも党派を問わず毎年だれかしらが、どなたかが図書館に関する一般質問をしておられます。

　現在、新しい図書館建設計画があるかどうか、教えてください。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）　お答えいたします。

　現時点ではございません。

○１８番（野田紀子君）　現時点ではないと。別府市は、図書館の必要性は認識するけれども、建設計画はないということで、まことに残念でございます。旧南小跡地計画の中で突如図書館を複合施設でと、これもまた間借りで計画されましたが、それまでなかった建設計画だったので、市民皆さんもいろいろ要望を出されて、よい図書館をと期待をされたのに、白紙になりました。この経験から、建設業者の言いなりのＰＦＩや指定管理制度では財政負担が大きくなる、施設は質素でも中身の図書館サービスを充実できる市直営の図書館を強く要望し、今後の図書館計画は市の長期総合計画にきちんと位置づけて検討すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（檜垣伸晶君）　お答えいたします。

　図書館計画づくりの着手につきましては、当然ながら計画策定の前提といたしまして、財政的な担保等難しい課題がございます。昨年より別府市立図書館協議会を設置し、現施設のサービスの評価、あるいは今後のサービスの改善についてすでに３回の協議を重ねて

おります。したがいまして、当面は最大限現施設でのサービス改善に努めてまいりたいと考えております。また、次期総合計画につきましては、そういった部分で計画が織り込めるような方向を検討したいと思っております。

○１８番（野田紀子君）　当面だけではなく、当面こうしましょうという近い計画だけではなく、やっぱり本来の市立図書館、図書館らしい、１２万市民にふさわしい図書館を時間をかけて計画していかなければならないと思うのです。新しく計画するならば、まず第１に時間をかけて図書館計画を検討すること。業者が持ってきた計画とか建設計画をそのままコンサルの言うとおりに受け入れるのではなくて、時間をかけ図書館計画をみんなで検討するということ。二つ目に図書館長、この図書館長に図書館運営の専門家を招き、図書館づくりの責任者にすること、実績のある経験者の採用をすることです。三つ目に、図書館長が議会で答弁できる権限を持たせるということです。現に私、おかげさまで３期目を務めさせていただいておりますが、この間も図書館についていろいろ質問をしたつもりですけれども、図書館長とじかに話したということがないのですね。常に教育委員会の課長さんがおられまして、それはそれで責任者なのですけれども、何となく隔靴掻痒という気がいたしております。本来、図書館の本をどうする、どう運営するというのは、責任者がじかに権限を持って責任を遂行するべきと思います。四つ目に、図書館予算を図書館長が要求できると申しますか、裁量できるというか、今も課長さんたちが例えば介護予防の予算をこれだけくれというふうに要求されたというふうに聞いておりますけれども、そのような権限を図書館長に当然持たせるべきだと思うのです。市立図書館も図書館とはいえ、行政の一部です。その行政の一部を運営していくのに、予算を云々する権限がないというのは、運営するなというのと同じことだと思うのですね。この四つが必要、私が今思うだけでも最低四つが必要だと思います。

　現在、図書館長という責任者が、嘱託の待遇でありますね。それは研修の機会も少ないし身分も不安定です。こんな人事が、そもそも間違いと思います。図書館は、本がもちろんなくては困るのですが、本来、人です。社会教育、生涯教育という教育なのですから、人が問題なのです。図書館長に有能な人物、図書館の運営をできる人物を得てこそ、図書館の職員もその能力を発揮し、市民のための図書館をつくっていくことができると思うのです。長期総合計画にも織り込んでと先ほど御答弁がございましたが、そのつもりで図書館計画をしっかり立てていただきたいと思います。

　どなたか、御答弁があったら欲しいところですけれども、図書館の必要性を認識しているのならば、その必要性を実施していただきたいと思います。

　次に、住宅地内の高層建築について、お願いをいたします。

　平成２０年３月議会に、東荘園の住民の皆さんから住宅地の、中部中学のすぐ上ですが、２９０坪の土地に８階建てのマンションを建設するという建設計画に反対してくれという請願や陳情が出されました。地元の議員超党派でこの請願紹介をいたしました。結果、否決されましたけれども、超党派の御協力で指定建築物等紛争の予防と調整に関する指導要綱を２１年３月につくっていただきました。その後の指定建築物の申請件数が何件かありましたでしょうか。

○都市政策課長（福田　茂君）　お答えいたします。

　平成２１年３月４日の施行以後、４件の指定建築物等の申請がございました。その内訳でございますが、携帯電話の基地局であります工作物が枝郷の方で１件、建築物は病院、社会福祉施設及び旅館が商業地域内で２件、病院が第１種中高層住居専用地域、これは住宅地内で１件の３件でございます。

○１８番（野田紀子君）　そうしますと、この要綱をつくっていただいた、要綱に基づいて調整を行ったということがございましたでしょうか。

○都市政策課長（福田　茂君）　お答えいたします。
　現在のところ、この要綱に基づく調整の事例はございません。
○１８番（野田紀子君）　この要綱を私がちょっと話したところでは、「え、そんなのができたのか」と言われたこともございまして、この要綱の周知徹底の仕方、ＰＲはどうしておられるのでしょうか。
○都市政策課長（福田　茂君）　お答えいたします。
　周知につきましては、要綱施行後、市報への掲載や都市政策課窓口におきまして、要綱を配布するとともに、指定建築物の窓口相談・申請時に建築主、設計者等へ要綱の内容を説明しております。
○１８番（野田紀子君）　建築主や設計者の説明だけでは不足です。何といっても建設する方は、できるだけ周りから文句が出ない方が工期も短く、余計な費用も、余計な手間もかかりません。周りの住民にこういう要綱がございますから、どうぞとわざわざ言うわけがありません。周りの住民が本当に困るような業者ほど何も言わず、何も知らせないはずです。私ども、この東荘園の経験でも、その要綱がもちろんできる前だったのですけれども、話し合いをさせるのにどれほどの苦労をいたしましたか。本当に苦労いたしましたが、これも地元の議員超党派でというところで、やはり説得力があったこととは思いますけれども、このような問題が起こるところ、どこでも超党派の議員で協力するようなところとも限りませんから、こういう要綱がありますからというのは、どうしても市の方から直接お知らせをしなくてはならないと思うのです。
　建築申請に来ますね、設計図とか出されます。そうすると、その設計図の中で半径何メーターの中の近所に知らせることというのが今でもありますが、その半径何メーターというのは、当然申請窓口の市でわかるはずです。ですから、窓口でせめてその範囲の人に直接こういう要綱がありますと、出かけていって説明をするか、もし留守ならば、それは手紙でも出して要綱を見せればいいと思うのです。せっかくつくっていただいた要綱で１年になりますので、市報にも再度載せていただいてＰＲもしていただく、事例があれば市の方からみずから出向いて話をしていただく。お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。
○都市政策課長（福田　茂君）　お答えいたします。
　議員御指摘のように、地元の皆様方には積極的にお知らせいたしたいと思います。別府市環境保全条例の施行規則によりまして、自治委員さん、自治会代表者ということが規定されておりますので、まず自治会の代表者の方が必ず地元説明会に出席するようになりますので、まず地元の自治会の代表者の方にこういう項があるということをまずお知らせしながら、地域の関係者にお知らせするようにしていきたいと思っております。
○１８番（野田紀子君）　御面倒でしょうけれども、周りの住民にとっては長年ローンをかけてつくった家がどうなるかという、大変なことですので、しっかりＰＲをお願いしたいと思います。
○１４番（平野文活君）　まず議長にお願いしたいのですけれども、１番の地域経済の振興について、三つの提案をしておりますが、２番の小規模事業者の問題を一番先に質問したいと思いますが、ようございますか。
○副議長（国実久夫君）　はい。
○１４番（平野文活君）　先日の議案質疑で、いわゆる市民税の収入の落ち込みについて質問をさせていただきました。個人市民税が前年比でマイナス１０％、法人市民税がマイナス１７．３％という予算になっておりまして、前年比１０％を超えるマイナス予算というようなことは、かつてなかったことであります。この背景には、市民の所得が大幅に減っている、市民生活が非常に困窮している、こういう状況があるということを議案質疑でも指摘をさせていただきまして、こうしたいわば異常な経済危機の状況ですから、市民生

活と中小業者への支援、これが市政の重点課題の一つでなければならんのではないかということを指摘させていただきました。

そこで、三つの提案をしているわけでありますが、第１の小規模事業者登録制度、これは随意契約が可能な１３０万以下の小規模工事などは、指名登録業者以外にも開放すべきではないかということで、全国で広がっている制度であります。別府市のこれまでの答弁では、どんな小さな工事でも指名業者にそれでも仕事が全部回らないので、この制度をつくるということについては消極的な答弁をこれまでいただいておりますが、教育委員会だとか、あるいは建築住宅課だとか、いろんな課が直接小さな工事、修繕、その他を発注しますね。そういうこと、その件数を以前もお尋ねしたことがありますけれども、年間やっぱり数百件以上に上るのですよね。本当に数十社の指名業者だけで仕事がこなせるのだろうかと私は非常に疑問です。指名業者が受けて、実際は無登録のこうした小さな業者が仕事をしているのではないかというふうにも思われます。ですから、大分県では宇佐市、５０万以下、中津、臼杵、日田、それぞれが３０万以下の工事であれば、いわゆる小規模事業者として登録している人たちに随意契約で発注していいですよという制度をつくって登録を募集して、それなりの成果を上げています。こうした景気が非常に厳しいときに、ぜひこの機会に別府市でもこの制度を改めて検討したらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○契約検査課長（阿部陽一郎君）　お答えいたします。

まず、今年度の当初の建設業の登録業者の中で見ますと、建築のＤ級、土木のＤ級、それぞれ、土木のＤ級で７２社、建築のＤ級で３９社の零細業者の届けが多数あります。今年度の経済対策の補正もありましたが、１３０万円を超える入札案件の数からしても、すべての業者が契約に至ってはおりません。議員御指摘の営繕の小規模工事につきましても、市民等の安全・安心に直結する公共工事という観点から、建設業の許可を持った有資格者の中から選定したいと考えております。

○１４番（平野文活君）　以前と同じ答弁でありますが、ぜひ今後とも検討していただきたいと思います。（発言する者あり）

次に、住宅リフォーム制度でありますが、これも以前から提案をしてきております。住宅や、あるいは店舗の改修事業ということについては、耐震化工事に助成をするとか、あるいは省エネ住宅に助成をするとか、あるいは県産材の活用を促進するための制度とか、あるいはバリアフリーといいますか、そういうための、これは介護保険の中にもそういう制度がありますけれども、個別の目的ごとにそういった制度がありますね。また中心市街地活性化の事業の中で間口改良事業というのもあるそうでありますが、私が前々から提案をしているのは、そういった個別の目的を越えて一般住宅の改良工事、改修工事を促進するという意味で、こうした住宅リフォーム助成制度というのをつくったらどうかということを、これまで提案してまいりました。

商工課長が参りましたから、この間口改良事業とはどういうもので、どんな実績がこれまであるのか、ちょっと教えてください。

○商工課長（永井正之君）　お答えをいたします。

間口改良事業というのは、ちょうど中心市街地活性化のエリア内で７商店街を対象としてございます。まず商店街の間口を改良し、きれいな商店街、そして趣のある商店街づくりに寄与するということで、１件事業費は２分の１を上限に１００万円を限度額に補助をしてございます。平成２０年からスタートしておりまして、平成２０年は１２件の申請がございまして、補助額が９７８万２，０００円。これに伴う全体事業費が２，１１０万３，４５６円となってございます。平成２１年度は６件の申請でございまして、市の補助金額が５３１万５，０００円、事業費が１，１２６万９，７７０円となってございます。

○１４番（平野文活君）　今の数字からすると、２０年度は９７８万円補助して２，１００万円の工事をやった、ほぼ倍ですね。２分の１だからそういうことになるのでしょうけれども、２１年度についても５３１万円補助して１，１００万円ちょっとの工事をしたということであります。

実際に今、全国でやられている経験を見ますと、１０倍から２０倍の経済効果があるというふうに言われ、そういうことが実証されております。非常に簡単な地元業者に仕事をお願いするということを条件に見積書の写しと工事箇所の写真、そして税金なんかをちゃんと完納していますよという証明書、こういったものをつけて申請をするということで、１件当たり１０万から２０万、あるいは工事費の５％とか１０％とか、こういうところが多いのですけれども、そういうもので大いに経済効果が上がっているというのが、全国の事例であります。例えば広島県の三次市では、０４年度が３００万円の予算で６，１１２万円の工事高、３２件。それから、０５年度は６００万円の予算で６５件、１億５，７８９万円、０６年度は６００万円の予算で６２件、１億２，８８０万円というふうに、２０倍ぐらいの成果が上がっていますね。０９年度の予算は、したがって２，２００万円まで予算をふやして、１件当たりの助成限度額を１０万円から２０万円に引き上げたというふうなことが報道されております。

別府市の今度の新年度予算でも、浜田市長の英断でしょうが、もう当初予算から道路維持費を１億円単費で増額をして、今回は２億３，０００万円という形で市独自の経済対策というのもとられておるということは評価に値するというふうに思うのですが、経済対策といったらもう公共事業というふうに、大体そういうパターンで来ていますよね。それはそれで、それなりの効果はあると私は思います。しかし、１億円の予算を組んで公共事業をすれば、１億円のお金がそれぞれ仕事した業者に渡る、こういうことであって、１億円以上の工事はできませんですよね。この制度は、民間の投資を促進するということが目的で、それを助成することによって経済効果を上げようということでありますから、少ない予算で大きな経済効果を生むということが、もうやったところではかなり実証されているのですよね。ですから、先ほどの話で、今Ｄ級業者に全部仕事が回らんのですよ、ましてや登録業者以外まではというお話がありましたけれども、いろんな細かい条件を、耐震化とか省エネとかバリアフリーとか間口改良とか、いろんな名前の事業はあるのですけれども、その条件に合わないとこれは使えないわけでしょう。少なくとも地元業者を使うという、もうその１点で住宅改良をどんどん進めてください、そういう条件を緩和してすれば、こうした成果が実際に上がっているわけですから。

私は同じ１億円、１億円も要らないと思いますけれども、当初、例えば滋賀県の彦根市ね。去年ですかね、何かの委員会で私が視察に行ったところでありましたけれども、おととしの１２月に経済対策ということで２００万円の予算を組んだらしいのですね、この事業を始めるということで。そうしたら翌年の３月まで、年度末までに２００万円だから１０件予定しておった、枠を。そうしたら１４２件も申し込みがあって、これはということで、次の０９年度は２，０００万円に思い切って予算をふやしたということが言われております。

非常に今、経済危機のあおりが中小の、特に建設、土木関係、その他の関連、住宅関連というのは仕事が広いから、いろんな業種に仕事が行くわけですけれども、この住宅リフォーム制度というのは、市長、大いに研究する価値のあることではないかなと私は思うのですよ。ぜひこれは検討していただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○商工課長（永井正之君）　お答えをいたします。

議員さんおっしゃるように、現在このリフォーム助成制度実施自治体というのが、一覧で出てございます。全国で８３自治体でございます。全自治体から見ますと４．７％とな

ります。しかしながら、今、議員さん御指摘のように滋賀県の事例等は私も見させていただいています。ただ、これまで多くの御質問がこの件については、１５年の９月議会以降あってございます。私どもとしても、この個人の資産価値の向上に寄与する助成制度は問題があるのではないか、別府市の持ち家率がちょっと低いという、そういう問題も踏まえてちょっと問題があるのではないかという答弁をさせていただいていますけれども、十分検討する余地がございますので、今後関係課と協議をさせていただきたい、そういうふうに思ってございます。

○１４番（平野文活君）　個人の資産価値云々というのは、もう言わない方がいいですよ。だって、先ほど紹介しましたように、耐震の家をつくりましょう、省エネの家をつくりましょうとか間口改良しましょうとか、もうすでにそういった個人資産を高めるものに公費を入れているではないですか。ですから、それぞれの目的のためには必要だということなのですよ、そういうことも。だから私が言っておるのは経済対策、地元業者に仕事をということで、しかも少ない予算で大きな経済効果を、これはもう実証されているわけですから、ぜひこれは年度の途中からでもこういったのができると、今の当座に間に合うのではないかなというふうに思いますので、どうぞよろしく御検討をお願いします。

次に、公契約条例についてであります。

これも何度か私は提起をしてまいりました。以前の議会でごみ収集業務の民営化に伴って人件費はどういうふうに積算していますかという質問をいたしました。その答弁では、平均約２００万円程度という答弁がございました。私は、それは積算であって、実際に支払われている賃金が、それをまた大きく下回るのではないかという感想を述べました。また、今議会の私が所属している建設水道委員会でも、いわゆる低入札のことが問題、議題といいますか、話題になりまして、結局賃金にしわ寄せされておる。今まで従業員として雇った人が臨時雇いになったり、あるいは業務請け負いという形にされたりというようなことも、ほかの議員さんからもそういう事例の紹介がありました。

この公契約条例というのが、今の経済危機の中で入札のダンピングが行われて、少しでも仕事を取りたいためにそういうことが公共事業で起こっているとか、あるいは業務委託の入札の場合でもいわゆる価格競争になりますから、際限なく低入札になってしまうとかいうようなことで、結局、賃下げ競争を促進するような事態に今なっておるのではないかなということが危惧されていますので、少なくとも民間は、民間の賃金は別府も非常に低いですね。全県的に見ても非常に低いのですけれども、ですから、それだけに公共工事、あるいは公共サービス、そこで、つまり市民の税金でもって進める仕事では、少なくとも一定の賃金水準は確保するということによって、賃下げ競争に対する歯どめにもなる。そういう意味で、また工事やら公共サービスの質の確保ということもありますよね。そういう意味で公契約条例というのは必要なのだということがずっと言われてまいりました。

昨年の９月議会で初めて千葉県の野田市というところがこれを制定をしたのです。そのときの市長のコメントがあるのですが、こういうふうに言っておるのですよ。今まで本来ならこれは国が公契約法という法律をつくるべきだということを、自分も市長会や何かで言ってきた。しかし、なかなか国が動かない。だから、野田市が先鞭をつけて、地方から国を動かそうと考えてこの条例を制定したと。ですから、全国の市にこの条例を配布して、同様の取り組みをお願いしようと考えておりますというようなコメントをしているのですが、この野田市長からの要請というのは、別府市にも来たのでしょうか。また、それに対して別府市は、どういう見解を持っておりますでしょうか。

○総務部長（中尾　薫君）　お答えいたします。

野田市からの議案の写し等は、こちらの方にいただいております。議員もお話しされましたが、昨年の９月議会で野田市では制定、施行は来年度からなるというふうに聞いてご

ざいます。ちょっとあれですが、いただいた条文等を読ませていただきました結果、野田市さん側でも、議員もおっしゃっていましたが、最低賃金法といわゆる自治体条例との関係ということにこれはなるかと思うのですが、その中でも憲法上の問題、地方自治法上の問題、労働法規の問題、それから独占禁止法の問題等々について野田市の見解が書かれておりました、それも詳細に。その中の今回の野田市の条例のもとになったのは、それも議員御存じかと思いますが、昨年の２月に某参議院議員が、最低賃金法と公契約の条例の関係、それから最低賃金法と総合評価制度の問題、それから最低賃金法といわゆる市独自の条例の問題等の質問を趣意書を出して、その答弁におきまして、公契約条例で最低賃金法を上回る条例を制定することは可能であるという大きな見解が、意見が出ました。当然、総合評価制度はもっと下位の部分ですから、それは看過できます。

ただし、最低賃金法との関係で、別府の条例を定めることには否定的な意見でございました。そうしますと、最初の公契約条例といわゆる一般の地域の賃金を定める条例というのは、相矛盾した回答になっているわけです。そういう点を考えますと、現在としては、まず第１に、公契約条例で最低賃金を上回る一つの条項を設けることは可能でございますが、現実問題として、野田市も１億円と１，０００万ということで、それもまた必ず表示義務等も課して担保できるようにしているようでございますが、一律的にできないということになりますと、ある業者、またある業界等については、官公庁の契約等がほとんどのところでありますと、結局実質的には同じになるのではないかという疑義が私としては生じております。

その部分につきましても、来年度以降の野田市さんの状況も踏まえながら、また先ほども言いましたように、全国市長会で労働法制というのは国の所管であるということで、公契約法を定めるようにということで、こちらの方も一緒になって運動しておりますので、そこら辺を踏まえながら、現在推移を見ているところでございます。

○議長（野口哲男君）　休憩いたします。

午後３時０２分　休憩

午後３時１５分　再開

○議長（野口哲男君）　再開いたします。

○１４番（平野文活君）　先ほどの部長の答弁は、国の所管であるとか、あるいは国の見解についての紹介がありましたが、先ほど野田市長のコメントを紹介しましたように、国がなかなか動かん、事態をこのまま放置していいかというようなことで先鞭をつけた。ぜひあなたのところの市も考えてくださいよという呼びかけがあったということですから、今の答弁に終わらないで、ぜひ研究していただきたいと思うのですよ。今、ここで「やります」というような答弁はなかなか難しいと思うのですけれども、各地の事例を見ると、かなり真剣に研究会を内部で組織するとか、いろんな関係者に聞き取りしたり、専門家の意見を聞いたり、そういう研究会を組織するというようなところから始まったりしているところもありますね。ですから、そういう必要性はあるのではないかなと私は思います。つまり最低賃金法との関係とかいうことも言われましたですけれども、確かに民間の賃金を市が条例でどうこうするとかいうことはできませんよね、法律を守っている以上は。しかしながら、公共サービス、あるいは公共工事、ここでの積算というのがあるわけですね。人件費はこれだけという積算があるわけですよ。この分野については一定の生活できるというか、一定の適切な賃金が確保、下請に至るまで確保できるようにしようではないか。そうでないと賃下げ競争はとまらん、しかも工事の品質にもかかわることだというようなことで、こういう条例が今全国で検討されているわけで、いろんな工夫をしているところがあります。

例えば大阪府とか函館市では、こういうお願いの文書を出しておるのですね。入札して

工事契約しますね。契約に当たりまして、この工事費の積算は、２省協定、つまり国土交通省と農林水産省ですか、この２省協定に基づく労務単価で積算していますから、この点に十分留意して適切な賃金の支払いに配慮してほしいというようなお願いをつけて発注する。それは法的な拘束力は、もちろんありませんよ。そういうことをせざるを得ないような事態が今あるから、しているのではないでしょうか。

ここで言う２省協定の労務単価というのは、この大分県では幾らでしょうかね。いろんな業種がありますが、例えば普通作業員は幾らでしょうか。また、この賃金積算単価は、実態に基づいてずっと毎年決まっていくわけですから、この１０年間は相当下がっておるのではないですか。その辺のことについてちょっと教えてほしいと思います。

○契約検査課長（阿部陽一郎君）　お答えいたします。

普通作業員の単価につきましては、１日当たり８時間の場合で１万１，７００円になっております。それ以前の単価の比較につきましては、ちょっと調べておりませんので、御了承願いたいと思います。

○１４番（平野文活君）　そのとおりですね、１万１，７００円でありますね。ここに……ちょっと待ってくださいよ。ちょっと用意が悪くてすみません。山形県の変化表というのを資料としてもらいましたのですが、０９年の単価が１万１，５００円ですから、普通作業員が。大分県とほぼ同じです。それが、ちょうど２０００年のときには１万５，３００円だったというのですよ。だから、ほぼ同じような傾向でこの１０年間下がり続けているのではないかなというふうに思われます。そうなりますと、労働者の賃金は安ければ安い方がいいというふうに考えているとは思いません。やっぱりどこかの歯どめが必要ではないか、こういうふうに思いますので、この条例を、先ほどもちょっと言いましたが、研究してみるということができないか。部長、御答弁を願います。

○総務部長（中尾　薫君）　お答えいたします。

先ほどの部分の補足になりますが、議員のおっしゃっている公契約の社会的構成者の確保等については、やはり一つの大きな自治体の義務であろうかと思います。そういう観点から試行ではございますが、本年度から総合評価制度の導入も今やっておりますし、最低価格制度の変更も行っております。

また、議員の御指摘の中では、本年度の予算要求書、各課に予算要求の事項を政策推進課から出していただくのですが、その中に委託料については適正な労務賃金の確保等に各課で積算をお願いいたしますというふうな形の項目をつけて、各課にお願いしているところでございます。

また、今後とも公契約につきましては、賃金だけの問題ではなくて、いろんな要請があります。障がい者雇用率の促進であるとか、男女共同参画の推進だとか、それらも踏まえながら十分研究をさせていただきたいと思います。

○１４番（平野文活君）　初めは野田市もまずこれは改善の余地があるのだということを市長が言いながら提案しているわけですからね。初めはそんな難しい細かなあらゆる問題をこの条例で盛り込むということは、やっぱりちょっと困難だろうというふうに思うのです。ですから、特に賃金のレベル、これは余りにも下がり続けていますので、これはやっぱりどこかで公共工事については歯どめをかけるべきだ。

つい最近ですか、内閣府が国民経済計算というのを発表しまして、その中で雇用者報酬というものが出ております。毎年発表しておりますが、１０年前の９７年度の報告では、この全国の雇用者報酬は２８０兆円だった。ところが、昨年の９月期の速報値ではこれが２５３兆円に下がっているという報告が内閣府から出されておりまして、マイナス１０％なのですよね。全国でマイナス１０％。別府市はこんな資料はないとは思いますけれども、いずれにしても地域の賃金の水準が随分下がり続けているということは、もう予想がつき

ます。経済危機のもとで余りにも今まで日本経済が外需依存だった。これを内需拡大で、内需を充実させることによって経済の循環を図るというようなことが、今議論されていますよね。それは国のことですけれども、地域でも地域内循環ということが、盛んに最近まちづくりの観点、地域の経済をどうやって浮揚させるかというふうな観点から、そういうことも今議論されています。先ほど提起をしたリフォームの助成の問題とか、この公契約の問題とか、やっぱりそういう一環をなす考え方ではないか。それは今は保守の市長さんやなんかも含めて、余りにも今地域経済が厳しいですから、そういった新しい挑戦を始めている。これを先ほど野田市長さん初め、そういう一つの挑戦というか試みだろうというふうに思います。ぜひ内部でも検討会を発足させて、検討していただきたいということを申し述べまして、次に移ります。

公共交通機関の安全運行についてということでありますが、これは率直に言いまして、亀の井バスの労働者からの訴えに基づいて、きょう質問をするものであります。

私、ある労働者から、昨年９月の出社・退社の時間をずっと記録した一覧表をいただきました。この１カ月間の労働時間と、労働基準局が出しているバス運転者の労働時間等の改善基準のポイントというのが出ているのですが、これと照らし合わせながら検討してみました。そうしますと、わずかこの１カ月の労働時間というか勤務の実態が、幾つか労働基準法に基づく定めに違反をしているという実態が浮かび上がってまいりました。

例えば、労働基準局の出したものでは、４週間を平均した、つまり１カ月ですね、１カ月平均で１週間当たりの拘束時間、運転手には拘束時間というのとハンドル時間というのがあるのですね。その拘束時間ですけれども、これは６５時間以内というふうに定めております。ところが、この労働者の場合、この１カ月間の拘束時間は２７６時間４３分で、これを４で割りますと６９時間１０分というふうになります。この１週間当たりの拘束時間も、これは違反をしております。また、１日の拘束時間は１３時間以内というふうに定めてありますが、この１カ月の実態を見ると、３日間の１３時間以上の違反があります。また、１日の休息時間は８時間以上。休息時間というのは、次の勤務が終わって次の勤務が始まるまでの間のことですけれども、８時間以上あけなければならん、こうなっておりますけれども、１日だけそれに違反しているところがあります。また、休日もあるわけですから、休日は何時間以上ないといけないかというと、２４時間以上なければいけないわけですね。その前後、当然勤務するわけですから、いわゆる休息時間も入れて、２４時間プラス８時間、３２時間以上が必要ですよ、休息を挟んで勤務から勤務の間がね。という定めがありますが、１日違反しております。

それは拘束時間のことなのですけれども、運転時間、ハンドル時間ですね。これは１週間で４０時間以内というふうに定めております。つまり最初言った、拘束時間は１週間平均で６５時間以内、その６５時間のうち４０時間がハンドル時間の制限ですよ、その間の客待ちがあったり洗車があったり、いろんな料金の精算があったり、いろんなのがあるのだろうと思いますが、このハンドル時間というのが、１週間平均して４０時間以内と定められておりますが、この労働者の月は、１カ月１８６時間２０分のハンドル時間がありまして、それを４で割ると４６時間３５分ということになりまして、１週間４０時間以内ということも違反をしております。

また、定めの中には１週間のハンドル時間は４０時間と定めておりますが、年間通してのハンドル時間ですね。２，０８０時間以内というふうに定められているわけですけれども、この労働者の話を聞きますと、大半の運転手は、この２，０８０時間を超えているという実態があるのだということが言われております。飛行機のパイロットやなんかは、万全な体調管理をして飛行機を操縦しなければならんということで、結構厳しい勤務の前後のあれがありますよね、規制が。バスの運転手などは、そういう人の命を預かる仕事です

から、パイロットほど厳しくないにしても、であるからこそ、この労働基準局が、バス運転手はこういうことを守らなければいけませんよということをわざわざつくっているわけですね。したがって、こういうのが守られていない、それがもう日常的になっているということによって、多くの運転手が疲れ果てておる。いつが休日かわからない。公務員の場合は土・日休みとか決まっていますよ。何かの予定があれば休日出勤してくださいよとかいうのは、前もってわかりますよね。あるいはそれに対する代替の休日があったりしますよ。しかし、いつが休日かわからないというようなこと。したがって、病院の予約さえできんというようなことも訴えがありました。

これは、労働条件の問題は労使の問題だろうというふうに思います。しかし、この別府の観光を担う、あるいは市民の公共交通の一翼を担う中心企業の一つですから、老舗の立派な会社ですから、やはり安全運行というのをきちっと守ってほしい。そうでなければ、「どうぞ別府にいらっしゃい」ということにならんのではないかなというふうに思いますが、ぜひ実態の調査をして是正をしていただくということを、市役所としてもすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○商工課長（永井正之君）　お答えをいたします。

今、実名で会社名も出ましたけれども、民間会社の労使問題でございます。監督行政機関というのが、これは厚生労働省の労働局、その中に労働基準監督署というのがございまして、そこに捜査権等はございます。ただ、別府市として例えば調査をする法的根拠が全くございませんので、大変難しい問題というふうに思ってございます。

○１４番（平野文活君）　０７年７月の合同新聞に、死亡事故の記事が出ております。六勝園のバス停で８０歳の女性とバスが接触をして、ひいて、そして死亡させた。運転手は、自動車運転過失致死ということで逮捕されております。また、こういう記事にならない、いうなら事故というのはたくさんあるというふうに訴えられておりました。また、長距離バスが転倒したとか、あるいはＪＲの重大事故があったとかいうような際に、余りにも過酷な労働条件だったというようなことが、事故の際に報道されるというようなことがありましたですね。大事故が起こってからでは、遅いと思います。

したがって、民間に介入できんというようなお話がありましたですけれども、労使協議で解決すべき問題を私は言っているつもりはありません。市民あるいは観光客の安全運行は保障されてないのではないか、心配があるのではないかということを訴えているわけであります。かつてタクシーの客引き問題であるとか、あるいは旅館・ホテルに対する観光客の苦情であるとか、いろんなものが市役所に行ったり、あるいは駅に行ったり、観光協会に行ったり、お手紙が来たりしますよね。あるいは電話がかかったりします。そういうことがあれば、当然受けた市役所なんかは、当該企業にこういう苦情がありましたということをお伝えして改善を求めるといいますか、そういうことを数々してきたというふうに思います。この企業が大きいといえば、そう大きくもないとは思いますけれども、だからということではないと思うのですよ。こういった実態が現にあるという訴えが労働者から出ておるわけですから、ですから、労働基準局の話をしましたですけれども、そういうところにも言っているようですよ。言っているけれども、なかなか改善されないということから、私なんかのところに「何とかなりませんか」と言って泣きついてきたというのが実態ですよ。そういった事情も考慮して、やっぱりこの問題は先方に伝える、こういう苦情がありますよということは、当然していただかなければならんのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ＯＮＳＥＮツーリズム部長（古庄　剛君）　お答えさせていただきます。

ただいま商工課長が御答弁申し上げましたように、民間のバス会社の労働条件等の改善に関する議員さんの御指摘でございますが、この問題につきましては、議員さんも先ほど

から御発言されておりますように、本来、労使間で話し合うべき問題であり、市としてその直接指導等はできません。先ほど商工課長が答弁申し上げましたように、労働基準監督署の管轄でございまして、市が直接指導するというようなことは、なかなか限界があるのではないかというふうに考えております。何とぞ御理解をよろしくお願いいたします。
○１４番（平野文活君）　「指導してください」、そんなことはお願いしておりません。「こういう苦情がありましたということを伝えてください」というふうにお願いしております。それもできませんか。
○ＯＮＳＥＮツーリズム部長（古庄　剛君）　今、議員さんの御指摘は、市民の安心・安全な市民生活の確保というような観点から、市としてその調査等をしていただけないかということでございますが、先ほど商工課長が申し上げましたように捜査権とか調査権とかいうものにつきましても、限界がありますので、そこで難しい問題ではないかというふうに考えております。
○１４番（平野文活君）　再度お願いしますが、「指導してください」とか「調査してください」とは言っておりません。「苦情があったとお伝えできませんか」ということを言っております。
○商工課長（永井正之君）　お答えをいたします。
　苦情があったということは、私どもは労働相談という窓口を設けてございます。これは、社会保険労務士が対応させていただいていますけれども、その中で諸問題については交通整理をさせていただいています。その一環として整理をさせていただきたい、そういうふうに思ってございます。
○１４番（平野文活君）　ぜひ、先方にお伝え願いたいというふうに思います。
　最後の、消防力の強化の問題に移りたいと思います。
　まず、ことしは本当に火災が多いですね。お隣の黒木議員が質問もされるようでありますけれども、昨年の火災件数はどれくらいだったでしょうか。また、ことしになってからの件数、原因などどういう状況か、お知らせください。
○消防本部予防課長（渡辺正信君）　お答えをいたします。
　平成２１年中の火災発生件数は４１件でございました。また、原因につきましては、こんろが１０件、たばこが４件と上位を占めておるところでございます。また、ことし２月末現在の火災件数は１２件となっておりまして、昨年同時期と比べますと７件多く発生をしておるところでございます。なお、原因につきましては、ストーブの取り扱い不注意、たばこ、こんろ、火遊びとなっております。
○１４番（平野文活君）　ことしに入って１２件、昨年比で７件多いということは、昨年は２月末で５件だったということですよね。その５件が１２件ですから、やっぱり異常だというふうに思います。これは、本当、予防をするしかないなというふうに思うのですね。たばこをやめることも一つでしょう。（笑声）（「平野さんは、たばこを吸うな」と呼ぶ者あり）どういう予防活動というのをされておりますでしょうか。お知らせ願いたいと思います。
○消防本部予防課長（渡辺正信君）　お答えをいたします。
　火災予防の主な取り組みといたしましては、春・秋の全国火災予防運動期間中に、消防車両によりますところの防火広報活動、市内の幼稚園児、市長、ミス別府の皆さん方による防火街頭啓発活動、さらには量販店やスーパーでの火災予防リーフレット配布などを実施しておるところでございます。このほか、毎年１１月に体験型の防火イベントといたしまして、「市民と消防の集い」を別府市福祉まつりと合同で開催するほか、ケーブルテレビ放送、市報掲載などによる火災予防広報、自主防災会の訓練指導、学校、病院、ホテル等に出向いての消防訓練の指導や防火講話、さらには住宅用火災警報器設置推進キャンペ

ーン、ひとり暮らしのお年寄り世帯住宅防火訪問等々を定期的に実施しておるところでございます。
○１４番（平野文活君）　私は、その中で火災警報器の設置、これを急ぐ必要があると思うのですが、現在はどこまで、どれくらいの設置率になっているか、お知らせ願いたい。
○消防本部予防課長（渡辺正信君）　お答えをいたします。
　住宅用火災警報器の設置状況調査につきましては、もう御案内のように昨年の６月１日から１１月３０日までの６カ月間、シルバー人材センターに個人住宅の住宅用火災警報器の設置調査、それから普及活動を委託いたしました結果、延べ調査件数が３万４，９９５件、このうち回答を得ましたのが１万６，６７４件であります。この回答をいただきました中で設置をされておる住宅が３，８６３件ありまして、設置率といたしましては２３．１７％となっております。さらに、もうすでに設置されておる県営住宅、あるいは市営住宅等の共同住宅の設置数を加えますと、３４．４％となりまして、平成２１年１２月に総務省消防庁の方に報告をしておるところでございます。
　なお、平成２１年４月に総務省消防庁から発表された別府市の設置率は５．２％でございましたので、設置率は大きくアップしておると思っております。
　この設置の推進につきましては、自治会、老人会等に出向きまして、住宅用火災警報器の設置についての御説明を申し上げるとともに、消防団それから婦人防火クラブ等の協力によりまして、街頭での設置推進キャンペーン等を実施いたしておるところでございます。
○１４番（平野文活君）　確かに努力されて、大幅に設置率が上がったということであります。しかしながら、法律によりますと、来年の５月末までに１００％を目指すということが提起されているわけで、そういう意味ではもう１年しかありません。これが３４％を１００％にするというのは、これはまた大変な作業ではないかというふうに思うのです。ぜひ、努力をしていただきたいというふうに思います。
　次に、消防ポンプ車なり消防車１台につき国の基準では５人体制が必要ですよ、こういう基準があるのですが、現実、別府市はまだ１台３人で動かさざるを得ない、そういうところが残されておるということを今まで言われてまいりました。この問題を私は何回も取り上げてまいりましたが、せめて４人体制を目指すということが答弁をされてきました。その４人体制というのはどうなっているか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。
○消防本部庶務課長（悴田浩治君）　お答えいたします。
　まず、消防本部の人員について、平成１５年度からちょっとお答えしたいと思います。まず各年度４月１日現在での数字で申し上げます。平成１５年度が１４５名、平成１６年度が１４１名、平成１７年、１８年度が１４３名、それから平成１９年度から平成２１年度までが１４０名ということになっております。また、予定の話ではございますが、ことしの４月１日では１４５名、そういう体制となる予定でございます。
　今、議員御指摘の件につきましては、現在まだ１隊４名体制ということは実現しておりません。
○１４番（平野文活君）　数年前の南立石の、若い消防士さんが亡くなったあの教訓というのを忘れてはいけないと思うのですね。要するに３人だった。１人は機械について操作していますから、小隊長さんともう１人がホースを持っていろんな消火作業に当たっておった。つまり小隊長さんというのは、状況判断とか指揮をしなければならないのだけれども、そういった余裕もないというような、３人では実際そうだと思いますよ。ですから、せめて４人というのが消防本部の方針でもあったはずなのですね。それがあれから数年たちますけれども、まだできてないというのは、これは私は重大問題ではないかなと思うのです。
　先ほど各年度の人員の報告がございましたが、たしか消防本部の定員は１５１人でしょ

う。つまり定員割れしているわけですよね。先ほどの報告で、それでも１４５人あれば４人体制ができます、こう言うのですから、これはちょっと市長、人員の確保、定員を超えてということではないのですから、定員内のことですから、早急に改善すべきだと思うのですが、消防署、本部の中ではどうにもならないのかどうかわかりませんが、市長でも消防長でも構いませんが、お答え願えませんか。これは、やっぱり期日を切ってやるべきだと思います。

○消防長（首藤忠良君）　お答えをいたします。

　１年間を通して１隊の４名体制はできないかということと思いますが、どうしても今後数年間退職者が多い年度につきましては、その翌年度の前期について１隊４名体制を維持することは、組織上困難な状況であります。しかし、この対応につきましては、救急隊を指揮支援や消火活動支援に回すなどの出動体制の見直し、災害発生時の初動体制の確立のため、消防職員が２４時間災害情報を共有できるように一斉メールを配信し、さらに消防本部の職員を消防本部特別消防隊として第１次出動に対応させて、消防力の低下を招かないよう対策を講じてきているところであります。

　過ぐる各議会におきまして、各議員より消防力の強化、特に人員の増加について御提言をいただいているところでありますが、平成２１年、２２年には人事当局の理解や議員皆さんの御支援により、退職者を上回る採用が実現したため、結果として年度の後半における１隊４名体制ができるものでありますが、やはり１年間を通じた１隊４名体制が望ましいのは当然であります。消防といたしましても、引き続き人事当局と前倒しの採用について協議をさせていただきたいと思います。

○議長（野口哲男君）　お諮りいたします。

　本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口哲男君）　御異議なしと認めます。

　よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

　以上で、本日の議事は終了いたしました。

　本日は、これをもって散会いたします。

午後３時５３分　散会